

令和 2 年 7 月豪雨 被災者生活支援 ガイドブック

(生活・保健・医療・福祉に関すること)

このガイドブックは、被災された皆様の生活支援に関する制度の概要を中心に記載しています。

詳しい内容や具体的な手続については、それぞれの問合せ先にご確認ください。

【令和 2 年 12 月版】

熊本県健康福祉部

目次

：令和2年7月豪雨支援

○：一般施策

総合的な窓口..... 1

地域支え合いセンター..... 1

1 ページに記載されている市町村におきましては、総合相談、見守りや生活支援、地域交流の促進等を行う地域支え合いセンターを設置しておりますので、今後の生活再建に向け、ご不明なこと・ご心配なことがありましたら、お気軽に地域支え合いセンターまでご連絡ください。

なお、各市（区）町村、社会福祉協議会においても、被災された方の相談に応じておりますので、地域支え合いセンターが設置されない市町村にお住まいの方は、そちらにご連絡ください。

1 経済的な支援..... 3

被災者生活再建支援金.....	3
災害援護資金.....	4
生活福祉資金（緊急小口資金）の災害時特例貸付.....	6
○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金.....	7
義援金.....	8
○ 生活保護.....	9
災害弔慰金.....	10
災害障害見舞金.....	11
○ 児童扶養手当.....	12
○ 特別児童扶養手当.....	13
○ 児童手当.....	14
○ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当.....	15

2 住まいの確保.....17

建設型応急住宅.....	17
賃貸型応急住宅.....	18
被災した住宅の応急修理.....	20

3 保健福祉医療等.....22

(1) 医療一般

○ 熊本県子ども医療電話相談.....	22
○ 休日・夜間に急病やケガをしたときの医療提供制度 (在宅当番医制、休日夜間急患センター).....	23
○ 熊本県精神科救急情報センター.....	24
○ お薬相談窓口.....	25
○ 薬局機能情報提供制度.....	26
○ がん相談支援センター、がん経験者相談員による「おしゃべり相談室」	27
○ 難病患者・家族の相談.....	29
医療保険の一部負担金免除(令和2年7月豪雨分).....	30
国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料の減免.....	32
市町村国民健康保険の一部負担金の徴収猶予及び減免.....	33
後期高齢者医療制度の一部負担金の徴収猶予及び減免.....	34
○ 医療安全支援センター(医療に関する相談).....	35

(2) 福祉(生活)一般

○ 社会参加や社会的自立に困難を有する子ども・若者の相談.....	36
○ 生活困窮者自立支援制度.....	37

(3) こころの相談

○ 熊本こころのケアセンター.....	38
○ 心の相談窓口.....	39
○ 薬物乱用に関する相談.....	41

(4) 高齢者の保健福祉

- 高齢者についての相談..... 42
- 熊本高齢者無料職業紹介所..... 43
- 認知症の早期発見・早期診断..... 44
- 介護保険..... 46
 - 介護保険料の徴収猶予及び減免..... 47
- 介護保険サービス利用料の減免..... 49

(5) 児童の保健福祉

- 子どもに関する相談..... 51
- 女性特有の悩みや乳幼児やその保護者の心のケア..... 52
- 保育所、認定こども園等..... 53
- 一時預かり..... 54
- ファミリー・サポート・センター（子育ての援助）..... 55
- 児童館・児童センター（子どもの遊び場）..... 56
- 地域子育て支援拠点（子育て支援センター、子育てひろば）..... 57
- 未熟児養育医療..... 58
- 乳幼児医療費助成..... 59
- 障がいのある子どもの自立支援医療（育成医療）..... 60
- 小児慢性特定疾病の子どもの医療と相談窓口..... 61
- 母子への支援..... 63
 - 放課後児童クラブ利用料の減免..... 65

(6) ひとり親家庭、女性の保健福祉

- 女性相談センター（DV等の相談）..... 66
- ひとり親家庭等医療費助成..... 67
- ひとり親家庭等就業支援講習会..... 68
- ひとり親家庭等日常生活支援..... 69
- ひとり親家庭等学習支援・交流..... 70
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付..... 71
- ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援給付金..... 72
- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金..... 73
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金..... 74
- 母子家庭等就業・自立支援センター..... 75

- 母子・父子自立支援員.....76
- 不妊に悩む方への支援.....77

(7) 障がい者の保健福祉

- 障がいについての相談.....79
- 地域療育センター（在宅障がい児の療育に関する相談）.....83
- 障がい児・者の短期入所など.....84
- 視覚障がい者への支援.....85
- 聴覚障がい者への支援.....87
- 障害福祉サービス等の利用者負担金の減免.....89

(8) 仮設住宅等における被災者支援

- 保健師等による健康支援.....90
- 復興リハビリテーションセンター
（仮設住宅へのリハビリテーション等専門職の派遣）.....91

(9) その他

- 迷子になった犬やけがをした犬猫の保護.....92

参考 問合せ先一覧.....93

市町村.....	93
市町村社会福祉協議会.....	95
熊本県地域振興局（福祉事務所）.....	98
熊本県保健所.....	99
地域包括支援センター.....	100
地域療育センター.....	105
児童相談所.....	106

制度名	地域支え合いセンター
制度の概要	被災者の生活再建や自立に向け、安心した日常生活を支えるために、総合相談、見守りや生活支援、地域交流の促進等を実施し、被災者を総合的に支援します。
制度の詳細	<p>1 対象者 (1) 建設型応急住宅や賃貸型応急住宅への入居者 (2) 在宅者を含めた支援を要する被災者</p> <p>2 事業実施市町村 県内7市町村()において設置されており、運営は各市町村の社会福祉協議会が担っています。</p> <p>八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、相良村、山江村、球磨村</p> <p>3 事業内容 (1) 総合窓口としての相談受付、訪問等による被災者の生活状況の確認見守り、課題把握とその対応(専門機関へのつなぎ等) (2) コミュニティづくりのコーディネート、住民主体の交流活動等の取り組み支援 (3) 健康づくりやサロン活動等の実施 (4) その他、既存事業等と連携した被災者支援の取り組み など</p>
問合せ情報	<p>1 各市町村地域支え合いセンター 連絡先は次ページの「市町村地域支え合いセンター連絡先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 被災時に居住していた市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

市町村地域支え合いセンター連絡先一覧

		電話番号
1	八代市地域支え合いセンター（八代市社会福祉協議会）	0965-62-8166
2	人吉市地域支え合いセンター（人吉市社会福祉協議会）	0966-24-5570
3	芦北町地域支え合いセンター（芦北町社会福祉協議会）	0966-86-0294
4	津奈木町地域支え合いセンター（津奈木町社会福祉協議会）	0966-61-2940
5	相良村地域支え合いセンター（相良村社会福祉協議会）	080-8041-8029
6	山江村地域支え合いセンター（山江村社会福祉協議会）	080-3186-2786
7	球磨村地域支え合いセンター（球磨村社会福祉協議会）	0966-34-6500

令和2年7月豪雨支援

制度名	被災者生活再建支援金																																			
制度の概要	災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。																																			
制度の詳細	<p>1 対象者</p> <p>(1) 被災時に現に居住していた住宅が自然災害により全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯等()が対象です。 次の世帯を含みます。</p> <p>ア 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となる等の理由でこれらの住宅を解体した世帯(解体世帯)</p> <p>イ 自然災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯(長期避難世帯)</p> <p>(2) 空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</p> <p>2 支給額</p> <table border="1" data-bbox="384 954 1412 1323"> <thead> <tr> <th rowspan="3">被災世帯の区分</th> <th colspan="3">支援金の支給額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> </tr> <tr> <th>住宅の再建手段</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊 (解体・長期避難含む)</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支給額は、基礎支援金と加算支援金の合計額となります。ただし、世帯人数が1人の場合、上記金額の4分の3の支給額となります。</p> <p>3 申請期間</p> <p>(1) 基礎支援金：令和3年8月3日まで</p> <p>(2) 加算支援金：令和5年8月3日まで</p>			被災世帯の区分	支援金の支給額			基礎支援金	加算支援金		住宅の再建手段	支給額	全壊 (解体・長期避難含む)	100万円	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借	50万円	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借	50万円	中規模半壊	-	建設・購入	100万円	補修	50万円	賃借	25万円
被災世帯の区分	支援金の支給額																																			
	基礎支援金	加算支援金																																		
		住宅の再建手段	支給額																																	
全壊 (解体・長期避難含む)	100万円	建設・購入	200万円																																	
		補修	100万円																																	
		賃借	50万円																																	
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円																																	
		補修	100万円																																	
		賃借	50万円																																	
中規模半壊	-	建設・購入	100万円																																	
		補修	50万円																																	
		賃借	25万円																																	
問合せ情報	<p>1 被災者生活再建支援金の申請手続きに関すること</p> <p>被災時に居住していた市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 その他被災者生活再建支援制度に関すること</p> <p>熊本県健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室 連絡先：096-333-2819 受付時間：8:30~17:15(平日のみ) H P: 熊本県 被災者生活再建支援金 で検索</p>																																			

1 経済的な支援

令和 2 年 7 月豪雨支援

制度名	災害援護資金																																																			
制度の概要	<p>災害により世帯主が1か月以上の負傷をした場合や住居や家財に大きな被害を受けた場合は、一定所得以下の世帯は、資金の貸付けを受けることができます。</p>																																																			
制度の詳細	<p>1 対象者</p> <p>(1) 災害により次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <table border="1" data-bbox="459 573 1375 819"> <tr><td>ア</td><td>世帯主におおむね1か月以上の負傷</td></tr> <tr><td>イ</td><td>家財の被害額がおおむね3分の1以上の損害</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>住居が半壊</td></tr> <tr><td>エ</td><td>住居が全壊</td></tr> <tr><td>オ</td><td>住居の全体が滅失又は流失</td></tr> </table> <p>(2) 世帯人員により次のとおり所得制限が設けられています。</p> <table border="1" data-bbox="459 896 1375 1191"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加算</td></tr> </tbody> </table> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円。</p> <p>2 貸付限度額</p> <p>被害の状況によって、次のとおり限度額が設けられています。</p> <table border="1" data-bbox="413 1420 1422 1912"> <thead> <tr> <th rowspan="10">貸付限度額</th> <th colspan="2">(1) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ア</td><td>当該負傷のみ</td><td>150万円</td></tr> <tr><td>イ</td><td>家財の3分の1以上の損害</td><td>250万円</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>住居が半壊</td><td>270万円(350万円)</td></tr> <tr><td>エ</td><td>住居が全壊</td><td>350万円</td></tr> <tr> <th colspan="2">(2) 世帯主に1か月以上の負傷がない場合</th> </tr> <tr><td>ア</td><td>家財の3分の1以上の損害</td><td>150万円</td></tr> <tr><td>イ</td><td>住居が半壊</td><td>170万円(250万円)</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>住居が全壊(エの場合を除く)</td><td>250万円(350万円)</td></tr> <tr><td>エ</td><td>住居の全体が滅失または流失</td><td>350万円</td></tr> </tbody> </table> <p>被災住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等、特別の事情がある場合は()内の額となります。</p>	ア	世帯主におおむね1か月以上の負傷	イ	家財の被害額がおおむね3分の1以上の損害	ウ	住居が半壊	エ	住居が全壊	オ	住居の全体が滅失又は流失	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加算	貸付限度額	(1) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア	当該負傷のみ	150万円	イ	家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ	住居が半壊	270万円(350万円)	エ	住居が全壊	350万円	(2) 世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア	家財の3分の1以上の損害	150万円	イ	住居が半壊	170万円(250万円)	ウ	住居が全壊(エの場合を除く)	250万円(350万円)	エ	住居の全体が滅失または流失	350万円
ア	世帯主におおむね1か月以上の負傷																																																			
イ	家財の被害額がおおむね3分の1以上の損害																																																			
ウ	住居が半壊																																																			
エ	住居が全壊																																																			
オ	住居の全体が滅失又は流失																																																			
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																																																			
1人	220万円																																																			
2人	430万円																																																			
3人	620万円																																																			
4人	730万円																																																			
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加算																																																			
貸付限度額	(1) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																																			
	ア	当該負傷のみ	150万円																																																	
	イ	家財の3分の1以上の損害	250万円																																																	
	ウ	住居が半壊	270万円(350万円)																																																	
	エ	住居が全壊	350万円																																																	
	(2) 世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																																			
	ア	家財の3分の1以上の損害	150万円																																																	
	イ	住居が半壊	170万円(250万円)																																																	
	ウ	住居が全壊(エの場合を除く)	250万円(350万円)																																																	
	エ	住居の全体が滅失または流失	350万円																																																	

	<p>3 利子 年3%以内（市町村が条例によって定める・据置期間中は無利子）</p> <p>4 据置期間 3年（特別の場合は5年）</p> <p>5 償還期間 10年（据置期間を含む）</p> <p>6 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>被災時に居住していた市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

1 経済的な支援

令和2年7月豪雨支援

制度名	生活福祉資金（緊急小口資金）の災害時特例貸付
制度の概要	令和2年7月豪雨により、災害救助法の適用となった地域にお住まいの被災者の方に、当座の生活費の緊急貸付けを実施します。
制度の詳細	<ol style="list-style-type: none">対象者 被災世帯（低所得世帯等に限らない） 災害救助法の適用となった9市17町村にお住まいの方貸付限度額 10万円以内 ただし、世帯員の中に死亡者がいるとき、世帯員に要介護者がいるとき、世帯員が4人以上いるとき、などの場合は20万円以内据置期間 貸付の日から1年以内（通常2か月）償還期限 据置期間終了後2年以内（通常1年以内）貸付利子 無利子連帯保証人 不要受付窓口 お住まいの市町村社会福祉協議会貸付実施期間 令和2年8月11日（火）から、当分の間、貸付けを行います。
問合せ情報	熊本県社会福祉協議会 福祉資金課 連絡先：096-324-5475 受付時間：9:00～17:00（平日のみ）

制度名	母子父子寡婦福祉資金貸付金
制度の概要	ひとり親家庭及び寡婦の方の生活の安定と子の福祉の増進を図るため、無利子又は低利で各種資金の貸付けを行います。
制度の詳細	<p>1 対象者 ひとり親家庭の親、寡婦等</p> <p>2 貸付限度額 (1) 生活資金(生活費): 105,000円(月額) (2) 住宅資金(住宅の建設、購入、補修等費用): 2,000,000円 (3) 転宅資金(転居にかかる費用): 260,000円 (4) 修学資金(子どもの学費): 最高183,000円(月額) 学校の種別によって限度額が変わります。 (5) 就学支度資金(子どもが就学するのに必要な費用): 最高590,000円 学校の種別によって限度額が変わります。</p> <p>上記の他にも、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、結婚資金があります。</p> <p>3 利子 ひとり親家庭等の児童に関する貸付けは、無利子です。 その他の貸付けは、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1%の利子が発生します。</p>
問合せ情報	熊本県各地域振興局 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。 熊本市内にお住まいの方は、各区役所保健子ども課にお問い合わせください(各区役所の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください)。

1 経済的な支援

令和2年7月豪雨支援

制度名	義援金												
制度の概要	被災者を支援するために、国内外から県、日本赤十字社及び共同募金会に寄せられた義援金を、配分委員会によって配分を決定し、市町村を通じて、被災した方に支給します。												
制度の詳細	<p>配分対象・基準額（令和2年10月30日時点）</p> <p>（1）人的被害（1人当たり）</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 死亡者</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>イ 行方不明者</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 重傷者</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>（2）住家被害（1世帯当たり）</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 全壊</td> <td>85万円</td> </tr> <tr> <td>イ 半壊（大規模半壊世帯を含む）</td> <td>42万5千円</td> </tr> <tr> <td>ウ 一部損壊（準半壊世帯を含む）</td> <td>5万円</td> </tr> </table> <p>上記は、県から市町村へ配分する場合の算定基準であり、市町村から被災者への支給額等については、市町村によって異なる場合があります。</p> <p>義援金受取りの申請手続や支給時期などについては、被災時に居住していた市町村にお尋ねください。</p>	ア 死亡者	100万円	イ 行方不明者	100万円	ウ 重傷者	10万円	ア 全壊	85万円	イ 半壊（大規模半壊世帯を含む）	42万5千円	ウ 一部損壊（準半壊世帯を含む）	5万円
ア 死亡者	100万円												
イ 行方不明者	100万円												
ウ 重傷者	10万円												
ア 全壊	85万円												
イ 半壊（大規模半壊世帯を含む）	42万5千円												
ウ 一部損壊（準半壊世帯を含む）	5万円												
問合せ情報	<p>1 義援金の支給・手続に関すること 被災時に居住していた市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 市町村への配分に関すること 熊本県健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室 連絡先：096-333-2819 受付時間：8：30～17：15（平日のみ） H P： <input type="text" value="熊本県 義援金"/> で検索</p>												

制度名	生活保護
制度の概要	<p>いろいろな事情により、真に生活に困った方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行います。</p>
制度の詳細	<p>1 生活保護の種類 被保護者に対する保護の給付は、生活需要を種類ごとに分類した「扶助」により行われます。</p> <p>(1) 生活扶助：衣食その他日常生活費、各種加算（介護保険料含む） (2) 教育扶助：義務教育に伴って必要な学用品、学校給食費用等 (3) 住宅扶助：家賃、地代、補修費用等 (4) 医療扶助：医療に必要な費用(治療費と移送費) (5) 介護扶助：介護サービスに必要な費用 (6) 出産扶助：出産に要する費用 (7) 生業扶助：就労に必要な技能修得の費用等 (8) 葬祭扶助：葬儀などに要する費用</p> <p>2 給付額 国が定めた基準により計算された最低生活費とその世帯の収入の対比により決定され、その不足分について金銭又は現物により給付されます。</p> <p>3 申請手続 まずはお住まいの地域を管轄する福祉事務所に御相談ください。相談内容を踏まえて福祉事務所の職員から必要な手続について御説明いたします。</p>
問合せ情報	<p>1 市にお住まいの方 各市福祉事務所（ 熊本市は各区の福祉事務所） 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 町村にお住まいの方 熊本県各福祉事務所（ 美里町は、上益城福祉事務所） 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

1 経済的な支援

令和2年7月豪雨支援

制度名	災害弔慰金
制度の概要	災害により死亡された方のご遺族に対して、市町村が災害弔慰金を支給します。
制度の詳細	1 対象者 (1) 配偶者、子、父母、孫、祖父母 (2) 兄弟姉妹(配偶者、子、父母、祖父母のいずれも存しない場合で、死亡された方と死亡当時同居又は生計を同じくしていた方に限ります。) 2 支給額 (1) 生計維持者の方が死亡された場合：500万円 (2) その他の方が死亡された場合：250万円
問合せ情報	被災時に居住していた市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

令和2年7月豪雨支援

制度名	災害障害見舞金
制度の概要	災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた方に、市町村が災害障害見舞金を支給します。
制度の詳細	<p>1 対象者 災害により重度の障がいを受けた方が対象です。 「重度の障がいを受けた方」に該当する方は次のとおりです。</p> <p>(1) 両眼が失明した方 (2) 咀嚼及び言語の機能を廃した方 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った方 (6) 両上肢の用を全廃した方 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った方 (8) 両下肢の用を全廃した方 (9) 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が(1)～(8)と同程度以上と認められる方</p> <p>2 支給額 (1) 生計維持者の方が重度の障がいを受けた場合：250万円 (2) その他の方が重度の障がいを受けた場合：125万円</p>
問合せ情報	被災時に居住していた市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

1 経済的な支援

一般施策

制度名	児童扶養手当
制度の概要	ひとり親家庭や、父母がいなかったため父母以外の方が児童を養育する場合などに、児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。
制度の詳細	<p>1 対象者</p> <p>次の(1)～(9)のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童。なお、一定の障がいの状態にある児童の場合には20歳未満)を監護する母や父又は養育者(祖父母など)。</p> <p>ただし、児童又は対象者が日本国内に住所を有していないときなどは支給対象になりません。</p> <p>(1) 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童 (2) 父または母が死亡した児童 (3) 父または母が重度の障がいの状態にある児童 (4) 父または母の生死が明らかでない児童 (5) 父または母が1年以上遺棄している児童 (6) 父または母が裁判所からのDV防止法の規定による保護命令を受けた児童 (7) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童 (9) 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童</p> <p>2 支給額(令和2年4月から)</p> <p>(1) 児童1人の場合(月額)</p> <p>全部支給: 43,160円 一部支給: 43,150円～10,180円</p> <p>(2) 児童2人以上の加算額(月額)</p> <p>(2人目) 全部支給: 10,190円 一部支給: 10,180円～5,100円</p> <p>(3人目以降) 全部支給: 6,110円 一部支給: 6,100円～3,060円</p>
問合せ情報	<p>1 お住まいの市(区)町村の担当課</p> <p>町村にお住まいの方は、管轄の県福祉事務所へのお問い合わせも可。 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部子ども家庭福祉課</p> <p>連絡先: 096-333-2229 受付時間: 8:30～17:15(平日のみ)</p>

制度名	特別児童扶養手当
制度の概要	精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を家庭で監護、養育している方に対して、その児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。
制度の詳細	<p>1 対象者 20歳未満で、身体又は精神に障がいを持つ児童を家庭で監護・養育している父母又は父母に代わって監護・養育している方</p> <p>2 手当額（令和2年4月から） 1級 月額 52,500円 2級 月額 34,970円</p> <p>3 支払時期 原則として毎年4月、8月はそれぞれ前月分まで、11月は当月分までを支給します。</p> <p>4 その他 (1) 所得による制限があります。ただし、被災者については適用除外となる場合もあります。 (2) 障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。 (3) 各種手帳の対象とならない障がいも、手当の対象となる場合があります。</p>
問合せ情報	<p>1 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県各福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

1 経済的な支援

一般施策

制度名	児童手当												
制度の概要	中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。												
制度の詳細	<p>1 対象者 次の(1)から(3)を全て満たす方 (1) 日本国内に住所を有すること。 (2) 児童を監護し、その児童と一定の生計関係にあること。 (3) 前年または前々年の所得が、一定の額未満であること。</p> <p>2 支給額</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 3歳未満の児童(一律)</td> <td>: 1人当たり月額15,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 3歳以上小学校修了前の児童</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ア 第1子、第2子</td> <td>: 1人当たり月額10,000円</td> </tr> <tr> <td> イ 第3子</td> <td>: 1人当たり月額15,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 中学校修了前の児童(一律)</td> <td>: 1人当たり月額10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)</td> </tr> </table> <p>児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円が支給されます。</p>	(1) 3歳未満の児童(一律)	: 1人当たり月額15,000円	(2) 3歳以上小学校修了前の児童		ア 第1子、第2子	: 1人当たり月額10,000円	イ 第3子	: 1人当たり月額15,000円	(3) 中学校修了前の児童(一律)	: 1人当たり月額10,000円	(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)	
(1) 3歳未満の児童(一律)	: 1人当たり月額15,000円												
(2) 3歳以上小学校修了前の児童													
ア 第1子、第2子	: 1人当たり月額10,000円												
イ 第3子	: 1人当たり月額15,000円												
(3) 中学校修了前の児童(一律)	: 1人当たり月額10,000円												
(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)													
問合せ情報	<p>お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>公務員の方は勤務先へお問い合わせください。</p>												

制度名	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当
制度の概要	精神又は身体に著しく障がい有するため、日常生活で常に介護を必要とする状態にある在宅の方に手当を支給しています。
制度の詳細	<p>1 特別障害者手当 精神又は身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活で常に特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に手当を支給します。</p> <p>(1) 手当額 月額 27,350円 (2) 支払時期 原則毎年2、5、8、11月に前月分までを支給 (3) その他 ア 所得による制限があります。ただし、被災者については適用除外となる場合もあります。 イ 障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。</p> <p>2 障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活で常に介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に手当を支給します。</p> <p>(1) 手当額 月額 14,880円 (2) 支払時期 原則毎年2、5、8、11月に前月分までを支給 (3) その他 ア 所得による制限があります。ただし、被災者については適用除外となる場合もあります。 イ 障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。</p> <p>3 経過的福祉手当 障害基礎年金及び特別障害者手当が創設された際(昭和61年4月)に、従来の福祉手当を受給していた在宅の20歳以上の方で、障害基礎年金及び特別障害者手当を受給できなかった方に手当を支給します。</p> <p>(1) 手当額 月額 14,880円 (2) 支払時期 原則毎年2、5、8、11月に前月分までを支給 (3) その他 ア 所得による制限があります。ただし、被災者については適用除外となる場合もあります。 イ 障がいを支給事由とする年金を受給することとなった場合は、受給資格喪失となります。</p>

1 経済的な支援

問合せ情報	<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="375 181 1185 264">1 熊本県各福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。<li data-bbox="375 304 1185 387">2 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。
--------------	---

制度名	建設型応急住宅
制度の概要	住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、熊本県が仮設住宅を建設して無償で提供します。
制度の詳細	<p>1 対象者（以下のいずれにも該当する方） 被災時に居住していた市町村が建設した場合</p> <p>(1) 令和2年7月豪雨における災害（以下「当該災害」という。）時点（災害救助法適用日）において、災害救助法が適用された熊本県内の26市町村に住所を有する方</p> <p>(2) 次の要件のいずれかを満たす方</p> <p>ア 当該災害による住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方</p> <p>イ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方</p> <p>ウ 「大規模半壊」又は「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方</p> <p>(3) 自らの資力をもってしては、住居を確保できない方</p> <p>(4) 災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない方 賃貸型応急住宅との併用はできません。</p> <p>2 入居期間 最長2年間</p> <p>3 家賃 無料（ただし、電気・ガス・水道などの光熱水費、入居者による自治会等が徴収する共益費等は入居者負担）</p> <p>4 申込期限 市町村によって異なりますので、被災時に居住していた市町村の担当課にお問い合わせください。）</p>
問合せ情報	被災時に居住していた市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

2 住まいの確保

令和2年7月豪雨支援

<p>制度名</p>	<p>賃貸型応急住宅</p>						
<p>制度の概要</p>	<p>住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、熊本県が民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供します。</p>						
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者（以下のいずれにも該当する方）</p> <p>（1）令和2年7月豪雨における災害（以下「当該災害」という。）時点（災害救助法適用日）において、災害救助法が適用された熊本県内の26市町村に住所を有する方</p> <p>（2）次の要件のいずれかを満たす方</p> <p>ア 当該災害による住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方</p> <p>イ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方</p> <p>ウ 「大規模半壊」又は「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方</p> <p>（3）自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方</p> <p>（4）災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない方 建設型応急住宅との併用はできません。</p> <p>2 入居期間</p> <p>最長2年間（「被災した住宅の応急修理」を利用する場合は、原則6ヵ月）</p> <p>3 借上げ住宅の条件（原則、県内の物件で、以下のいずれにも該当）</p> <p>（1）応急仮設住宅としての使用について貸主から同意を得ているもの</p> <p>（2）新耐震基準で建設（昭和56年6月1日以降に着工）されたもの又は耐震診断、耐震改修等により住宅耐震性が確認されたもの</p> <p>（3）不動産事業者（仲介業者）が斡旋した住宅であること</p> <p>（4）家賃が、1ヶ月当たり次の額以下であるもの</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・2人以下の世帯</td> <td style="padding-left: 100px;">5.5万円以下</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・3人から4人以下の世帯</td> <td style="padding-left: 100px;">6万円以下</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・5人以上の世帯</td> <td style="padding-left: 100px;">9万円以下</td> </tr> </table> <p>ただし、特別の事情がある場合においてはこの限りではありません。</p> <p>4 費用負担</p> <p>（1）県の負担</p> <p>ア 家賃（上記「借上げ住宅の条件」の(4)のとおり）</p> <p>イ 共益費又は管理費（通常徴収している額）</p>	・2人以下の世帯	5.5万円以下	・3人から4人以下の世帯	6万円以下	・5人以上の世帯	9万円以下
・2人以下の世帯	5.5万円以下						
・3人から4人以下の世帯	6万円以下						
・5人以上の世帯	9万円以下						

<p>制度の詳細</p>	<p>ウ 礼金 (家賃の1か月分を限度) エ 仲介手数料 (家賃の0.55ヶ月分を限度) オ 退去修繕負担金 (家賃の2ヶ月分を限度) カ 鍵交換費用 (通常徴収している額) キ 火災保険等損害保険料 県(借主)が保険に加入します。</p> <p>(2) 入居者の負担 ア 光熱水費、駐車場費、自治会費など イ 入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用について退去修繕負担金を上回る場合の不足額</p> <p>5 申込期限 令和2年(2020年)12月15日(火) 申込後の審査を経て、入居は令和3年(2021年)1月31日(日)までに行っていただきます。それ以降に入居した方については、令和3年1月31日(日)から2年間(最長)の入居期間とします。</p> <p>6 その他 熊本県(借主)と貸主及び被災者(入居者)の3者により賃貸借契約を締結することが必要となります。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 被災時に居住していた市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部健康福祉政策課すまい対策室 連絡先：096-333-2818 受付時間：8:30～17:15(平日のみ) H P： 熊本県 賃貸型応急住宅 で検索</p>

2 住まいの確保

令和2年7月豪雨支援

制度名	被災した住宅の応急修理													
制度の概要	大規模半壊又は半壊若しくは準半壊の住家被害を受けた方を対象として、被災した住宅の日常生活に必要な欠くことのできない部分の修理を市町村が実施します。													
制度の詳細	<p>1 対象者</p> <table border="1" data-bbox="379 501 1441 878"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 501 600 584">区分</th> <th data-bbox="600 501 740 584">対象の可否</th> <th data-bbox="740 501 1441 584">説明・要件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 584 600 725">全壊</td> <td data-bbox="600 584 740 725"></td> <td data-bbox="740 584 1441 725"> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、住宅の応急修理の対象とはなりません。 ・ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 725 600 781">大規模半壊</td> <td data-bbox="600 725 740 781"></td> <td data-bbox="740 725 1441 781">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 781 600 878">半壊 準半壊</td> <td data-bbox="600 781 740 878"></td> <td data-bbox="740 781 1441 878">自らの資力では応急修理することができない方は対象となります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 基準額</p> <p>1世帯当たりの限度額は以下のとおり</p> <p>(1) 大規模半壊又は半壊の被害を受けた世帯 595,000円以内</p> <p>(2) 準半壊の被害を受けた世帯 300,000円以内</p> <p>同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯当たりの額以内になります。</p> <p>3 応急修理の範囲</p> <p>住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。</p> <p>(1) 豪雨災害と直接関係ある修理のみが対象となります。</p> <p>(2) 内装に関するものは原則として対象となりません(例外あり)</p> <p>4 手続き</p> <p>被災された市町村の窓口でお申込みください。</p> <p>5 申込期限</p> <p>令和2年(2020年)12月28日(月)</p> <p>6 その他</p> <p>応急修理期間中は賃貸型応急住宅を使用することができます(原則6ヵ月以内)。応急修理が完了したら、退去していただくこととなります。対象となる要件は、被災時にお住まいの市町村にお問合せください。</p>		区分	対象の可否	説明・要件等	全壊		<ul style="list-style-type: none"> ・全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、住宅の応急修理の対象とはなりません。 ・ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となります。 	大規模半壊		-	半壊 準半壊		自らの資力では応急修理することができない方は対象となります。
区分	対象の可否	説明・要件等												
全壊		<ul style="list-style-type: none"> ・全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、住宅の応急修理の対象とはなりません。 ・ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となります。 												
大規模半壊		-												
半壊 準半壊		自らの資力では応急修理することができない方は対象となります。												

<p>問合せ情報</p>	<p>1 被災時に居住していた市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部健康福祉政策課すまい対策室 連絡先：096-333-2818 受付時間：8:30～17:15(平日のみ) H P： <input type="text" value="熊本県 応急修理"/> で検索</p>
--------------	--

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

一般施策							
制度名	熊本県子ども医療電話相談						
制度の概要	夜間や日・祝日など、医療機関の受診ができない時間帯の子どもの急な病気に対する保護者の不安解消のため、看護師による電話相談を行います。						
制度の詳細	<p>1 対象者 おおむね中学生までの子どもを持つ保護者等</p> <p>2 電話番号 (1) 県内統一 8000 (しゃーぷ はっせん) (2) ダイヤル回線電話、IP電話、光電話 096 - 364 - 9999</p> <p>3 相談員 看護師 毎日19時から23時までは、県内の相談員が対応し、それ以外の時間は、県外のコールセンターで対応しています。</p> <p>4 相談時間</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>19:00 ~ 翌朝8:00</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>15:00 ~ 翌朝8:00</td> </tr> <tr> <td>日・祝日</td> <td>8:00 ~ 翌朝8:00</td> </tr> </tbody> </table>	平日	19:00 ~ 翌朝8:00	土曜日	15:00 ~ 翌朝8:00	日・祝日	8:00 ~ 翌朝8:00
平日	19:00 ~ 翌朝8:00						
土曜日	15:00 ~ 翌朝8:00						
日・祝日	8:00 ~ 翌朝8:00						
問合せ情報	<p>熊本県健康福祉部医療政策課</p> <p>連絡先：096 - 333 - 2246</p> <p>受付時間：8:30 ~ 17:15 (平日のみ)</p>						

3 保健福祉医療等
(1) 医療一般

<p>制度名</p>	<p>休日・夜間に急病やケガをしたときの医療提供制度 (在宅当番医制、休日夜間急患センター)</p>			
<p>制度の概要</p>	<p>地域の診療所などが休日に当番制(在宅当番医制)で治療を行います。また、休日夜間急患センターでは、主に自力で来院する軽度の救急患者への夜間及び休日における外来診療を行います。</p>			
<p>制度の詳細</p>	<p>1 在宅当番医制 休日に当番制で治療を行う地域の診療所などについては市町村の広報紙のほか、「熊本県総合医療情報システム・くまもと医療ナビ」ホームページによりご確認ください。(ホームページは くまもと医療ナビ で検索)</p> <p>2 休日夜間急患センター 熊本県内2か所に設置され、休日や夜間に治療を行います。</p>			
	<p>医療機関名</p>	<p>所在地</p>	<p>電話番号</p>	<p>時間帯</p>
	<p>熊本地域医療センター</p>	<p>熊本市中央区本荘 5-16-10</p>	<p>096-363- 3311</p>	<p>【小児科】 平日・土曜夜間： 18時～翌8時 日曜・祝日：24時間</p> <p>【内科・外科】 平日・土曜夜間： 18時～23時 日曜・祝日： 8時～23時</p> <p>令和2年10月から当面の間、内科・外科の23時～翌8時の診療は休止</p>
	<p>熊本赤十字病院</p>	<p>熊本市東区長嶺南 2-1-1</p>	<p>096-384- 2111</p>	<p>日曜・祝日夜間 18時～24時</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>熊本県健康福祉部医療政策課 連絡先：096-333-2246 受付時間：8：30～17：15(平日のみ)</p>			

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

一般施策

制度名	熊本県精神科救急情報センター				
制度の概要	夜間や休日において、緊急的な精神医療相談を電話で受け、相談に対する助言や、必要に応じて医療機関の紹介等を行います。				
制度の詳細	<p>1 対象者 精神疾患を有する方や、そのご家族など</p> <p>2 電話番号 096 - 385 - 9939</p> <p>3 相談員 精神保健福祉士や看護師など</p> <p>4 相談時間</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平日夜間</td> <td>午後5時～翌日午前9時</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>午前9時～翌日午前9時</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平日の昼間は、最寄りの保健所、熊本県精神保健福祉センター、または熊本市こころの健康センターへ御相談ください。</p>	平日夜間	午後5時～翌日午前9時	休日	午前9時～翌日午前9時
平日夜間	午後5時～翌日午前9時				
休日	午前9時～翌日午前9時				
問合せ情報	<p>1 熊本県健康福祉部障がい者支援課 連絡先：096 - 333 - 2234 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p> <p>2 熊本市健康福祉局障がい保健福祉課精神保健福祉室 連絡先：096 - 361 - 2293 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p> <p>3 熊本県各保健所（保健予防課） 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>4 熊本県精神保健福祉センター 連絡先：096 - 386 - 1166 受付時間：9：00～16：00（平日のみ）</p> <p>5 熊本市こころの健康センター 連絡先：096 - 362 - 8100 受付時間：9：00～16：00（平日のみ）</p>				

制度名	お薬相談窓口
制度の概要	(公社)熊本県薬剤師会医薬情報センターにおいて、薬剤師が薬に関する様々な相談に無料で応じます。
制度の詳細	<p>1 相談窓口 (公社)熊本県薬剤師会医薬情報センター 電話番号：096-274-5333 FAX番号：096-285-8248 受付時間：9:00～17:30(平日のみ) (公社)熊本県薬剤師会ホームページ(熊本県 薬剤師会 で検索) 熊本県ホームページでも案内しています。 熊本県 お薬相談窓口 で検索 電話、FAX又はメールフォームで相談してください。</p> <p>2 相談内容 薬の副作用、薬の飲み合わせ、その他薬全般に関すること</p>
問合せ情報	熊本県健康福祉部薬務衛生課 連絡先：096-333-2242 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

一般施策

制度名	薬局機能情報提供制度
制度の概要	住民・患者等が薬局の選択を適切に行うために必要な情報を提供します。
制度の詳細	住民・患者等の方が、自分にあった県内の薬局を検索及び適切に選択することを支援するもので、県内薬局の営業日・時間、サービス内容等を公表しています。 HP： 熊本県 薬局機能情報 で検索
問合せ情報	熊本県健康福祉部薬務衛生課 連絡先：096-333-2242 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

制度名	がん相談支援センター、がん経験者相談員による「おしゃべり相談室」																																								
制度の概要	がん相談支援センターなどで、がん患者及びその家族等からの相談に無料で応じます。																																								
制度の詳細	<p>がん診療連携拠点病院の「がん相談支援センター」において、がん専門相談員が、がん患者及びその家族の相談を無料で受け付けています。</p> <p>【がん相談支援センター】 各病院とも診療時間に対応しております。</p>																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 595 852 633">医療機関名</th> <th data-bbox="852 595 1455 633">連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 633 852 703">熊本大学病院*</td> <td data-bbox="852 633 1455 703">熊本市中央区本荘1-1-1 096-373-5676</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 703 852 772">国立病院機構熊本医療センター*</td> <td data-bbox="852 703 1455 772">熊本市中央区二の丸1-5 096-353-6501(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 772 852 842">くまもと森都総合病院</td> <td data-bbox="852 772 1455 842">熊本市中央区大江3-2-65 096-364-6000(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 842 852 911">熊本地域医療センター</td> <td data-bbox="852 842 1455 911">熊本市中央区本荘5-16-10 096-363-3311(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 911 852 981">大腸肛門病センター高野病院</td> <td data-bbox="852 911 1455 981">熊本市中央区大江3-2-55 096-320-6500(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 981 852 1050">熊本赤十字病院*</td> <td data-bbox="852 981 1455 1050">熊本市東区長嶺南2-1-1 096-384-2111(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1050 852 1120">済生会熊本病院*</td> <td data-bbox="852 1050 1455 1120">熊本市南区近見5-3-1 096-241-0275</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1120 852 1189">熊本中央病院</td> <td data-bbox="852 1120 1455 1189">熊本市南区田井島1-5-1 096-370-3111(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1189 852 1258">荒尾市民病院*</td> <td data-bbox="852 1189 1455 1258">荒尾市荒尾2600 0968-63-1115(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1258 852 1328">山鹿市民医療センター</td> <td data-bbox="852 1258 1455 1328">山鹿市山鹿511 0968-44-2185(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1328 852 1397">国立病院機構熊本再春医療センター</td> <td data-bbox="852 1328 1455 1397">合志市須屋2659 096-242-1000(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1397 852 1467">熊本労災病院*</td> <td data-bbox="852 1397 1455 1467">八代市竹原町1670 0965-33-4151(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1467 852 1536">熊本総合病院</td> <td data-bbox="852 1467 1455 1536">八代市通町10-10 0965-32-7111(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1536 852 1606">天草地域医療センター</td> <td data-bbox="852 1536 1455 1606">天草市亀場町食場854-1 0969-24-4111(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1606 852 1675">天草中央総合病院</td> <td data-bbox="852 1606 1455 1675">天草市東町101 0969-22-0011(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1675 852 1744">人吉医療センター*</td> <td data-bbox="852 1675 1455 1744">人吉市老神町35 0966-22-2191(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1744 852 1814">国保水俣市立総合医療センター</td> <td data-bbox="852 1744 1455 1814">水俣市天神町1-2-1 0966-63-2101(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1814 852 1883">国立病院機構熊本南病院</td> <td data-bbox="852 1814 1455 1883">宇城市松橋町豊福2338 0964-32-0826(代表)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1883 852 1953">阿蘇医療センター</td> <td data-bbox="852 1883 1455 1953">阿蘇市黒川1266 0967-34-0311(代表)</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名	連絡先	熊本大学病院*	熊本市中央区本荘1-1-1 096-373-5676	国立病院機構熊本医療センター*	熊本市中央区二の丸1-5 096-353-6501(代表)	くまもと森都総合病院	熊本市中央区大江3-2-65 096-364-6000(代表)	熊本地域医療センター	熊本市中央区本荘5-16-10 096-363-3311(代表)	大腸肛門病センター高野病院	熊本市中央区大江3-2-55 096-320-6500(代表)	熊本赤十字病院*	熊本市東区長嶺南2-1-1 096-384-2111(代表)	済生会熊本病院*	熊本市南区近見5-3-1 096-241-0275	熊本中央病院	熊本市南区田井島1-5-1 096-370-3111(代表)	荒尾市民病院*	荒尾市荒尾2600 0968-63-1115(代表)	山鹿市民医療センター	山鹿市山鹿511 0968-44-2185(代表)	国立病院機構熊本再春医療センター	合志市須屋2659 096-242-1000(代表)	熊本労災病院*	八代市竹原町1670 0965-33-4151(代表)	熊本総合病院	八代市通町10-10 0965-32-7111(代表)	天草地域医療センター	天草市亀場町食場854-1 0969-24-4111(代表)	天草中央総合病院	天草市東町101 0969-22-0011(代表)	人吉医療センター*	人吉市老神町35 0966-22-2191(代表)	国保水俣市立総合医療センター	水俣市天神町1-2-1 0966-63-2101(代表)	国立病院機構熊本南病院	宇城市松橋町豊福2338 0964-32-0826(代表)	阿蘇医療センター	阿蘇市黒川1266 0967-34-0311(代表)
	医療機関名	連絡先																																							
	熊本大学病院*	熊本市中央区本荘1-1-1 096-373-5676																																							
	国立病院機構熊本医療センター*	熊本市中央区二の丸1-5 096-353-6501(代表)																																							
	くまもと森都総合病院	熊本市中央区大江3-2-65 096-364-6000(代表)																																							
	熊本地域医療センター	熊本市中央区本荘5-16-10 096-363-3311(代表)																																							
	大腸肛門病センター高野病院	熊本市中央区大江3-2-55 096-320-6500(代表)																																							
	熊本赤十字病院*	熊本市東区長嶺南2-1-1 096-384-2111(代表)																																							
	済生会熊本病院*	熊本市南区近見5-3-1 096-241-0275																																							
	熊本中央病院	熊本市南区田井島1-5-1 096-370-3111(代表)																																							
	荒尾市民病院*	荒尾市荒尾2600 0968-63-1115(代表)																																							
	山鹿市民医療センター	山鹿市山鹿511 0968-44-2185(代表)																																							
	国立病院機構熊本再春医療センター	合志市須屋2659 096-242-1000(代表)																																							
	熊本労災病院*	八代市竹原町1670 0965-33-4151(代表)																																							
	熊本総合病院	八代市通町10-10 0965-32-7111(代表)																																							
	天草地域医療センター	天草市亀場町食場854-1 0969-24-4111(代表)																																							
天草中央総合病院	天草市東町101 0969-22-0011(代表)																																								
人吉医療センター*	人吉市老神町35 0966-22-2191(代表)																																								
国保水俣市立総合医療センター	水俣市天神町1-2-1 0966-63-2101(代表)																																								
国立病院機構熊本南病院	宇城市松橋町豊福2338 0964-32-0826(代表)																																								
阿蘇医療センター	阿蘇市黒川1266 0967-34-0311(代表)																																								
*は国指定がん診療連携拠点病院、他は県指定がん診療連携拠点病院																																									

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

がん経験者相談員による「おしゃべり相談室」も無料をご利用いただけます。

【がん経験者相談員による「おしゃべり相談室」】

医療機関名	連絡先	対応日時
熊本赤十字病院	096-384-2111	毎週水曜、金曜：13時～15時30分
国立病院機構熊本医療センター	096-353-6501	第1、2火曜日：11時～12時30分
熊本大学病院	096-373-5676	第3木曜日：13時～15時30分

制度名	難病患者・家族の相談
制度の概要	難病患者や家族等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るため、日常生活における相談支援、交流会・研修会の開催、就労支援等を実施しています。
制度の詳細	<p>1 電話・面接・メールによる相談 難病患者や家族等の療養上、日常生活上の様々な悩み、不安について無料で相談をお受けしています。 (1) 対応者：看護師、当事者 (2) 面接相談を希望される場合には事前に電話でご連絡ください。</p> <p>2 交流会 疾患ごとの交流会の開催や地域交流会の活動支援等を行います。</p> <p>3 就労支援 ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援のための相談、援助、情報提供等を行います。</p> <p>4 講演会・研修会 難病に関する講演会・研修会を実施します。</p>
問合せ情報	<p>熊本県難病相談・支援センター 連絡先：(電話) 096 - 331 - 0555 (メール) nanbyo-0555@extra.ocn.ne.jp 受付時間：9：00～16：00(平日のみ) 場 所：熊本市東区東町4 - 11 - 1(熊本県総合保健センター3F) H P： 熊本県難病相談・支援センター で検索</p>

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

令和2年7月豪雨支援

制度名	医療保険の一部負担金免除（令和2年7月豪雨分）
制度の概要	令和2年7月豪雨により、住宅が全半壊や床上浸水など著しい被害を受けた方に対し、医療機関等での窓口負担を免除します。
制度の詳細	<p>1 対象者 令和2年7月豪雨により被災され、災害救助法適用市町村にお住まいで、以下の(1)～(5)のいずれかに該当する方が対象です。 (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方 (4) 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p> <p>2 対象保険者 国民健康保険、熊本県医師国保組合、熊本県歯科医師国保組合、熊本県後期高齢者医療広域連合</p> <p>3 免除の手続（令和3年1月1日から） 医療機関や薬局にかかった際に、窓口で保険証と免除証明書を提示することで、医療保険の窓口負担について支払いが不要となります。 免除証明書の申請方法等は、各保険者へお問い合わせください。 県外の医療機関等でも同じように受診できます。 入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。</p> <p>4 免除の対象となる期間 令和3年2月28日までに受けた療養について対象となります。</p>
問合せ情報	<p>1 国民健康保険の問合せ・申請手続等は、お住まいの市町村の担当課 各市町村の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 後期高齢者医療制度の問合せ 申請手続き等については、お住まいの市町村の担当課 各市町村の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。 後期高齢者医療制度全体については、熊本県後期高齢者医療広域連合 連絡先：096-368-6511 受付時間：8:30～17:15（平日のみ）</p> <p>3 その他（国民健康保険・後期高齢者医療制度以外） 詳細については、各保険者にお問い合わせください。</p>

3 保健福祉医療等
(1) 医療一般

4 熊本県健康福祉部国保・高齢者医療課

連絡先：096 - 333 - 2221 (国民健康保険)

096 - 333 - 2223 (後期高齢者医療制度)

受付時間：8：30～17：15 (平日のみ)

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

令和2年7月豪雨支援

制度名	国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料の減免
制度の概要	令和2年7月豪雨により、住宅が全半壊や床上浸水など著しい被害を受けた方については、申請により国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料を減免できる場合があります。
制度の詳細	<p>1 減免の対象となる世帯(国保)及び被保険者(後期) 令和2年7月豪雨により被災され、災害救助法適用地域にお住まいで、以下の(1)~(4)のいずれかに該当する方が対象です。 (1)主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた世帯または者 (2)主たる生計維持者又は主たる生計維持者以外の者の行方が不明である世帯または者 (3)主たる生計維持者の事業収入等が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少する等の要件に該当する世帯または者 (4)主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯または者</p> <p>2 減免の手続 申請手続等については、電話やホームページによりお住まいの市町村の担当課へ確認をお願いします。</p> <p>3 減免の対象となる保険料(税) 令和2年度分の保険料(税)であって、災害救助法が適用された日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものが対象となります。</p>
問合せ情報	<p>1 国民健康保険の問合せ・申請手続等は、お住まいの市町村の担当課 各市町村の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 後期高齢者医療制度の問合せ (1)申請手続等については、お住まいの市町村の担当課 各市町村の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」を御覧ください。 (2)後期高齢者医療制度全体については、熊本県後期高齢者医療広域連合 連絡先：096-368-6511 受付時間：8:30~17:15(平日のみ)</p> <p>3 熊本県健康福祉部国保・高齢者医療課 連絡先：096-333-2221(国民健康保険) 096-333-2223(後期高齢者医療制度) 受付時間：8:30~17:15(平日のみ)</p>

<p>制度名</p>	<p>市町村国民健康保険の一部負担金の徴収猶予及び減免</p>
<p>制度の概要</p>	<p>災害により資産に重大な損害を受けた方などに対し、医療機関等での窓口負担の徴収猶予又は減免をします。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 次の(1)及び(2)の両方に該当する方が対象ですが、市町村によって詳細は異なります。 (1) 熊本県内の市町村国民健康保険に加入されている方で、次の～のいずれかに該当することとなられた方が対象です。 災害により死亡し、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けた方 干ばつ等による農作物の不作、不漁等により収入が減少された方 事業等の休廃止、失業等により収入が著しく減少された方 上記 から に類する事由があった方 (2) 世帯の収入の額の合計額等が一定額以下の方</p> <p>2 徴収猶予又は減免の手続 医療機関や薬局にかかった際に、被保険者証と併せて一部負担金の徴収猶予等に関する証明書を窓口に提示してください。 証明書は、あらかじめ県内市(区)町村の担当課に申請手続をして交付を受けてください。</p> <p>3 徴収猶予又は減免の対象となる期間 1か月単位の更新制で3か月までを原則としますが、市町村によって詳細は異なります。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 国民健康保険の問合せ・申請手続等は、お住まいの市町村の担当課 各市町村の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部国保・高齢者医療課 連絡先：096-333-2221 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)</p>

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

令和2年7月豪雨支援

<p>制度名</p>	<p>後期高齢者医療制度の一部負担金の徴収猶予及び減免</p>
<p>制度の概要</p>	<p>災害その他特別な事情により、収入が減少し一部負担金の支払いが困難となった方などに対し、医療機関等での窓口負担の徴収猶予又は減免をします。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 熊本県後期高齢者広域連合の被保険者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する方が対象です。 (1) 被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方 (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少した方 (3) 被保険者の属する世帯の世帯主が事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少した方 (4) 被保険者の属する世帯の世帯主が重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障がいを受け、又は長期間入院した方(ただし、当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。)</p> <p>2 徴収猶予又は減免の手続 医療機関や薬局にかかった際に、被保険者証と併せて一部負担金減額等証明書を窓口提示してください。 証明書は、あらかじめ県内市(区)町村の担当課に申請手続をして交付を受けてください。</p> <p>3 徴収猶予又は減免の対象となる期間 原則として、申請のあった日の属する月から起算して6か月以内ですが、広域連合長が特に認める場合は、減免等の理由となる事実が発生した日から起算して6か月以内の期間となります。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 後期高齢者医療制度の問合せ (1) 申請手続等については、お住まいの市町村の担当課 各市町村の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」を御覧ください。 (2) 後期高齢者医療制度全体については、熊本県後期高齢者医療広域連合 連絡先：096-368-6511 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)</p> <p>2 熊本県健康福祉部国保・高齢者医療課 連絡先：096-333-2223 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)</p>

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

一般施策

<p>制度名</p>	<p>医療安全支援センター（医療に関する相談）</p>
<p>制度の概要</p>	<p>医療に関する県民からの相談に応じます。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>医療安全相談窓口 対 象 者：熊本県にお住まいの方 受付時間：10：00～12：00、13：00～16：00 （土曜、日曜、祝日及び年末年始は除く） 連 絡 先：096-383-7020 面接、手紙、電子メール等による相談も可 面接の場合は事前に御連絡をお願いします。 メール：iryoseisaku@pref.kumamoto.lg.jp H P：熊本県 医療安全相談窓口 で検索</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>熊本県健康福祉部医療政策課 連 絡 先：096-333-2205 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

3 保健福祉医療等

(2) 福祉(生活)一般

一般施策	
制度名	社会参加や社会的自立に困難を有する子ども・若者の相談
制度の概要	熊本県子ども・若者総合相談センターにおいて、ニート、ひきこもり、不登校など、社会参加や社会的自立に困難を有する子ども・若者等を対象とした電話や来所による相談に応じます。
制度の詳細	<p>1 対象者 主として、15歳以上40歳未満の子ども・若者及びその家族</p> <p>2 対象地域 熊本県内(原則、熊本市を除く)</p> <p>3 相談内容 将来が不安、学校に行きたくない、友達や家族との関係で悩んでいる、自分の病気や障害の悩み、就労への不安など、様々な相談ができます。相談したいけど誰に相談したらいいかわからない、近くに相談できる人がいないなどの相談もできます。</p>
問合せ情報	<p>熊本県子ども・若者総合相談センター(熊本県精神保健福祉センター2階) 連絡先: 096-387-7000 電話受付: 8:30~21:00(平日のみ) 来所相談: 8:30~17:15(平日のみ) 要予約 H P: 熊本県 子ども・若者総合相談センター で検索</p> <p>熊本市の方は、熊本市子ども・若者総合相談センターに御相談ください。 連絡先: 096-361-2525</p>

<p>制度名</p>	<p>生活困窮者自立支援制度</p>
<p>制度の概要</p>	<p>生活困窮者自立支援法に基づき設置された自立相談支援窓口において、被災者の状況に応じた支援プランを策定するとともに、支援プランに基づき家計支援や子どもの学習支援等を行い、被災した生活困窮者の生活再建を支援します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 自立相談支援事業 生活困窮者自立支援法に基づき設置された自立相談支援窓口(全町村社会福祉協議会)に相談支援員を配置し、被災者の生活状況に応じた自立支援プランを策定します。</p> <p>2 家計改善支援事業 公的資金借入、住宅ローンの利用など、今後の生活再建に課題を抱える生活困窮者に対し、今後発生する債務等を念頭においた家計や世帯の課題を把握して生活再建に向けた「設計図」を作成し、自立相談支援窓口と連携し、支援します。具体的には、将来の生活再建に向けて家計管理、家計簿作成、キャッシュフロー表の作成など、家計の安定を図り生活困窮からの自立を支援します。</p> <p>3 就労準備支援事業 被災によりひきこもりやニート等の、生活のリズムが崩れ、日常生活に支障がある者に対し、日常生活に関する助言、地域の事業所での職場見学、ビジネスマナー講習等を行い、ハローワーク等での一般就労につなげます。</p> <p>4 一時生活支援事業 被災によって住居を喪失し、仮設住宅やみなし仮設などへの入居が困難で、所得が一定水準以下の方に対し、原則3か月間、宿泊場所の提供や衣食等の提供等を行います。</p> <p>5 子どもの学習・生活支援事業 生活保護、生活困窮世帯の子どもに対し、集会所等に指導員や学生ボランティア等を派遣し、子どもの進学に関する支援、不登校やひきこもりの子どもに対する支援などを塾形式で取り組んでいます。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 町村にお住まいの方：お住まいの町村社会福祉協議会 連絡先は末尾の「問合せ先一覧(市町村社会福祉協議会)」をご覧ください。</p> <p>2 各市にお住まいの方：各市町村の生活困窮者支援担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧(市町村)」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等
 (3) こころの相談

一般施策

制度名	熊本こころのケアセンター
制度の概要	<p>熊本地震の被災者の中長期的な心のケアを行うために、市町村などの関係機関と連携して訪問や電話等による相談など、被災者を支援します。</p> <p>また、心の問題を抱える被災者を支援する方への研修会開催等の支援を行います。</p>
制度の詳細	<p>1 対象者 熊本地震により被災され、心のケアを必要とされる方</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 被災者の支援 訪問や電話等による相談支援</p> <p>(2) 被災者を支援する者の支援 自治体や学校・医療関係者等に対する助言や相談支援</p> <p>(3) 普及啓発 心の健康に関する講話の実施やパンフレット等の作成配布</p> <p>(4) 被災者を支援する人材の育成 自治体職員や医療関係者等を対象にした研修の実施</p> <p>(5) 関係機関との連携 市町村、教育委員会、医療機関、民間団体等との連絡調整・連携・支援等 など</p>
問合せ情報	<p>熊本こころのケアセンター</p> <p>連絡先：096-385-3222</p> <p>受付時間：9:00～16:00（平日のみ）</p>

<p>制度名</p>	<p>心の相談窓口</p>
<p>制度の概要</p>	<p>保健所や精神保健福祉センター等において、ストレスや対人関係など一般的な心の悩み、精神疾患等の心の健康相談に応じます。また、被災者の心の健康相談にも対応しています。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 保健所で行う相談 精神障がい者、その家族及び一般の方を対象として、一般的な心の悩みに関する相談や思春期、依存症、DV、自殺、自死遺族などの専門相談に対応しています。また、被災者の心の健康相談にも対応しています。</p> <p>2 精神保健福祉センターで行う相談 専用電話と専門の相談員を配置し、保健所と同様の相談に対応しており、被災者の心の健康相談にも対応しています。 また、専門の相談員がアルコール依存やその予防についての相談等に対応します。 来所相談：予約制 電話相談：相談電話番号(096-386-1166) 受付時間(9:00~16:00(平日のみ))</p> <p>3 民間団体が行う電話相談 (1) 熊本いのちの電話(運営：社会福祉法人 熊本いのちの電話) ア 自殺予防のための24時間の電話相談窓口 ・相談電話番号：096-353-4343(毎日、24時間受付) ・フリーダイヤル：0120-783-556 (毎月10日、8:00~翌8:00) イ 熊本地震いのちの電話 相談電話番号：0120-87-4343(24時間受付・無料)</p> <p>(2) 熊本こころの電話(運営：公益社団法人熊本県精神保健福祉協会) こころの健康バランスが崩れたとき等の電話相談窓口 相談電話番号：096-285-6688 (10:00~22:00・年中無休)</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 熊本県各保健所(保健予防課) 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県精神保健福祉センター 連絡先：096-386-1166 受付時間：9:00~16:00(平日のみ)</p> <p>熊本市こころの健康センター</p>

3 保健福祉医療等
(3) こころの相談

問合せ情報	連絡先：096 - 362 - 8100
	受付時間：9：00～16：00（平日のみ）
	3 熊本いのちの電話
	連絡先：096 - 353 - 4343（毎日、24時間受付） 0120 - 783 - 556（毎月10日、8:00～翌8:00）
	4 熊本こころの電話
	連絡先：096 - 285 - 6688
	受付時間：10：00～22：00（年中無休）

<p>制度名</p>	<p>薬物乱用に関する相談</p>
<p>制度の概要</p>	<p>薬物乱用で悩む当事者をはじめ、その家族や友人からの薬物に関する相談を受け、専門の医療機関や支援団体への紹介等を行います。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 薬物乱用で悩む御本人、その家族及び知人等</p> <p>2 相談場所</p> <p>(1) 熊本県健康福祉部薬務衛生課、各保健所 対応者：薬剤師、保健師、医師</p> <p>(2) 熊本県精神保健福祉センター 対応者：保健師、臨床心理士、医師</p> <p>(3) NPO法人熊本DARC 対応者：社会福祉士、精神保健福祉士等</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 熊本県健康福祉部薬務衛生課 連絡先：096-333-2242 受付時間：8:30～17:15（平日のみ）</p> <p>2 熊本県各保健所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>3 熊本県精神保健福祉センター 連絡先：096-386-1166 受付時間：9:00～16:00（平日のみ）</p> <p>4 NPO法人熊本DARC 連絡先：096-202-4699 受付時間：無休、24時間体制</p>

3 保健福祉医療等

(4) 高齢者の保健福祉

一般施策

制度名	高齢者についての相談
制度の概要	高齢者の心配事・悩み事や健康・生きがいづくりなどの相談に応じます。
制度の詳細	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村役場 市町村にお住まいの方の介護保険等に関する相談に対応しています。 2 地域包括支援センター（県内80箇所） 介護予防、保健、福祉、医療、虐待、権利擁護などの総合的な相談に対応しています。 3 県認知症コールセンター（認知症ほっとコール） 介護の専門職や家族介護の経験者などが、認知症に関する知識や介護、医療機関の紹介、家族の精神的なケア等に関する相談をお受けします。 また、若年性認知症に係る相談員もコールセンターに設置しており、個別市町村だけでは支援が困難な若年性認知症対策にも広域的・専門的に取り組んでいます。
問合せ情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 お住まいの市（区）町村の担当課 受付時間：8：30～17：00（平日のみ） 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。 2 地域包括支援センター 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。 受付時間：8：30～17：00（平日のみ） 一部土日も相談可 3 県認知症コールセンター（認知症ほっとコール） 連絡先：096-355-1755 受付時間：9：00～18：00 （水曜日以外の毎日、土・日・祝日を含む） 年未年始を除く

制度名	熊本高齢者無料職業紹介所
制度の概要	高齢者の就職に関する相談に応じます。
制度の詳細	高齢者向けの職業紹介・就職に関する相談をお受けし、能力に応じた職業紹介を行います。
問合せ情報	<p>熊本高齢者無料職業紹介所</p> <p>連絡先：(熊本市管内) 096 - 353 - 2322 (宇城管内) 0964 - 33 - 4667 (玉名管内) 0968 - 72 - 3240 (鹿本管内) 0968 - 43 - 6542 (菊池管内) 0968 - 24 - 2125 (阿蘇管内) 0967 - 22 - 4511 (上益城管内) 096 - 282 - 6776 (八代管内) 0965 - 32 - 4144 (芦北管内) 0966 - 82 - 5310 (球磨管内) 0966 - 22 - 2625 (天草管内) 0969 - 23 - 9727</p> <p>受付時間：10：00～16：00(月、水、金) ただし、熊本市管内は9：00～16：00(月・水・金)</p>

3 保健福祉医療等

(4) 高齢者の保健福祉

一般施策

制度名	認知症の早期発見・早期診断														
制度の概要	県・熊本市の指定する認知症疾患医療センターで、認知症に関する相談に応じています。また、お住まいの市町村の地域包括支援センターや県認知症コールセンターにおいても相談対応や情報提供を行います。														
制度の詳細	<p>1 認知症とは 認知症とは、脳の病気によって記憶力や判断力が低下することで、日常生活に支障が出ている状態を言います。認知症を引き起こす疾患は数多くあり、症状も様々です。</p> <p>2 早期発見・早期診断の必要性 認知症の中には治療可能なものや、発症を予防できるものがありますが、たとえ治る認知症でも治療が遅れば完全には元には戻りません。また、多くの認知症は根治を望めませんが、進行を遅らせたり、症状の改善が可能な場合がありますので、早期発見・早期診断が重要です。</p> <p>3 相談窓口 (1) 主治医（かかりつけ医） (2) 認知症疾患医療センター (3) 地域包括支援センター (4) 県認知症コールセンター（認知症ほっとコール）</p>														
問合せ情報	<p>1 認知症に係る研修等を修了した医師等の情報 熊本県 認知症サポート医名簿 熊本県 かかりつけ医ステップアップ研修修了者 熊本県 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修等受講病院名簿 でインターネット検索</p> <p>2 熊本県認知症疾患医療センター 【基幹型】 熊本大学病院（熊本市） 096 - 373 - 5184</p> <p>【地域拠点型・連携型】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">くまもと青明病院（熊本市）</td> <td style="text-align: right;">096 - 366 - 2308</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">くまもと心療病院（宇土市）</td> <td style="text-align: right;">0964 - 22 - 1106</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">荒尾こころの郷病院（荒尾市）</td> <td style="text-align: right;">0968 - 62 - 0838</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">山鹿回生病院（山鹿市）</td> <td style="text-align: right;">0968 - 44 - 2338</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">国立病院機構菊池病院（合志市）</td> <td style="text-align: right;">096 - 248 - 8012</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">阿蘇やまなみ病院（阿蘇市）</td> <td style="text-align: right;">0967 - 22 - 7600</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">益城病院（益城町）</td> <td style="text-align: right;">096 - 286 - 3611</td> </tr> </table>	くまもと青明病院（熊本市）	096 - 366 - 2308	くまもと心療病院（宇土市）	0964 - 22 - 1106	荒尾こころの郷病院（荒尾市）	0968 - 62 - 0838	山鹿回生病院（山鹿市）	0968 - 44 - 2338	国立病院機構菊池病院（合志市）	096 - 248 - 8012	阿蘇やまなみ病院（阿蘇市）	0967 - 22 - 7600	益城病院（益城町）	096 - 286 - 3611
くまもと青明病院（熊本市）	096 - 366 - 2308														
くまもと心療病院（宇土市）	0964 - 22 - 1106														
荒尾こころの郷病院（荒尾市）	0968 - 62 - 0838														
山鹿回生病院（山鹿市）	0968 - 44 - 2338														
国立病院機構菊池病院（合志市）	096 - 248 - 8012														
阿蘇やまなみ病院（阿蘇市）	0967 - 22 - 7600														
益城病院（益城町）	096 - 286 - 3611														

問合せ情報

平成病院（八代市） 0965 - 65 - 8001
みずほ病院（水俣市） 0966 - 63 - 5196
吉田病院（人吉市） 0966 - 22 - 4051
天草病院（天草市） 0969 - 23 - 6111

相談受付時間は、各医療機関の診療時間を御確認ください。

（概ね平日8：30～17：00）

熊本県認知症疾患医療センターについては、以下に情報を公開しています。

URL：http://www.kumamoto-ninchi.jp/center/

（熊本県認知症疾患医療センター でインターネット検索）

3 地域包括支援センター

連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

受付時間：8：30～17：00（平日のみ）

一部土日も相談可のセンター有り

4 県認知症コールセンター（認知症ほっとコール）

連絡先：096 - 355 - 1755

受付時間：9：00～18：00

（水曜日以外の毎日、土・日・祝日を含む）

年未年始を除く

5 熊本県健康福祉部認知症対策・地域ケア推進課

連絡先：096 - 333 - 2216

受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

3 保健福祉医療等

(4) 高齢者の保健福祉

一般施策

制度名	介護保険
制度の概要	高齢による身体機能の衰えや、病気・ケガなどによって介護が必要になったときに、介護サービスの提供を受けることができます。
制度の詳細	<p>1 対象者 原則 65 歳以上の方（特定の疾病に該当する場合は、40 歳から）</p> <p>2 利用手続</p> <p>(1) 市町村への要介護認定申請 介護サービスを受けようと思われる方は、申請書に被保険者証等を添えて介護保険の担当窓口へ申請します。 災害により、被保険者証が消失または家屋に残したまま避難している場合も、申請を行うことができます。 災害により、他の市町村に避難をしている場合は、避難先の市町村の窓口に、申請について相談することもできます。</p> <p>(2) 認定調査 市町村の認定調査員が、自宅等を訪問し心身の状態等を調査します。</p> <p>(3) 認定結果の受け取り 訪問調査の結果等に基づく介護認定審査会の審査・判定を経て、市町村から認定結果が通知されます。</p> <p>(4) ケアプランの作成 介護支援専門員（ケアマネジャー）がどのような介護サービスをどの程度利用するかというサービス利用計画書（ケアプラン）を作成します。</p> <p>(5) 介護サービスの利用 利用者は、ケアプランに沿って、サービスを利用します。その際、費用の一部（1割～3割）のほか、食費・居住費等も負担します。 災害等により、住宅に損害を受けた方など、市町村が定める要件に該当する場合、利用料の減免を受けることができます。詳しくは、「介護保険サービス利用料の減免」の項目をご覧ください。</p>
問合せ情報	お住まいの市（区）町村の担当課又は地域包括支援センター 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

<p>制度名</p>	<p>介護保険料の徴収猶予及び減免</p>
<p>制度の概要</p>	<p>災害等により住宅に損害を受けた方など、市町村の条例で定める要件に該当する方に対し、介護保険料の徴収猶予又は減免をします。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 熊本県内の市町村の介護保険に加入されている第一号被保険者（65歳以上の方）で、次の（1）～（4）のいずれかに該当することとなられた方が対象ですが、市町村によって詳細は異なります。 （1）第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 （2）第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 （3）第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 （4）第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 手続 （1）次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、お住まいの市町村長に提出してください。 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 減免を必要とする理由 （2）提出期限 普通徴収の方法により保険料を徴収されている方 納期限前7日まで 特別徴収の方法により保険料を徴収されている方 特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日まで</p> <p>3 対象となる期間 6か月以内</p>

3 保健福祉医療等

(4) 高齢者の保健福祉

問合せ情報	お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。
--------------	---

<p>制度名</p>	<p>介護保険サービス利用料の減免</p>
<p>制度の概要</p>	<p>災害等により住宅に損害を受けた方など、市町村が定める要件に該当する方に対し、介護サービス事業所等での介護保険サービス利用料の減免をします。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>【令和2年7月豪雨による災害救助法適用市町村（ ）の場合】</p> <p>1 対象者 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 主たる生計維持者の行方が不明である方 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p> <p>2 手続、対象となる期間 「1」の～のいずれかに該当する方は、令和3年2月末まで利用料の支払いが不要（免除）となります。<u>（延長される場合があります）</u> また、令和3年1月以降の利用料について免除を受けるためには、保険者が発行する免除証明書の提示が必要です。 被災地以外の介護サービス事業所を利用された場合も同様です。 なお、施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いが必要です。</p> <p>災害救助法適用市町村：八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町</p> <p>【通常の場合（上記以外の市町村）】</p> <p>1 対象者 熊本県内の市町村の介護保険に加入されている要介護被保険者で、次の（1）～（4）のいずれかに該当することとなられた方が対象ですが、市町村によって詳細は異なります。 （1）要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 （2）要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p>

3 保健福祉医療等

(4) 高齢者の保健福祉

	<p>(3) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 手続、対象となる期間 お住まいの市町村の介護保険担当課へお尋ねください。</p>
問合せ情報	<p>お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

制度名	子どもに関する相談
制度の概要	<p>熊本県内の各相談機関では子どもに関する様々な悩みに対し、電話や来所による相談に応じます。秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず気軽にご相談ください。匿名の相談にも対応します。</p>
制度の詳細	<p>1 相談機関</p> <p>(1) 各児童相談所 児童福祉司・児童心理司等の専門職員が発達の遅れや虐待、しつけ、家出、非行、引きこもり等の悩みに対応します。</p> <p>(2) 熊本県各福祉事務所 子ども相談員等が、家庭や学校における子どもの福祉に関する悩みに対応します。</p> <p>(3) 児童家庭支援センター(キッズ・ケア・センター)(荒尾市) 相談・支援担当職員等が発達の遅れや虐待、しつけ、家出、非行、引きこもり等の悩みに対応します。 市福祉事務所、町村福祉担当課でも相談に応じています。</p> <p>水害など、怖い体験をし、心が傷ついた時、子どもの心と体には様々な変化が現れます。たとえば、眠れなくなったり、かんしゃくがひどくなったりします。それらの反応は誰にでも起こりうる自然な反応ですが、長期間続くなど心配なときは、上記の相談機関などへ遠慮なく御相談ください。</p>
問合せ情報	<p>1 各児童相談所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県各福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>3 児童家庭支援センター(キッズ・ケア・センター)(荒尾市) 連絡先：0968-62-0222 受付時間：9:00～18:00(平日・土曜) 緊急時は24時間対応 住所：荒尾市荒尾4110(児童養護施設シオン園内)</p> <p>4 熊本県健康福祉部子ども家庭福祉課 連絡先：096-333-2228 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)</p>

3 保健福祉医療等

(5) 児童の保健福祉

一般施策

制度名	女性特有の悩みや乳幼児やその保護者の心のケア
制度の概要	妊娠・出産に伴う女性特有の悩みへの相談対応や、乳幼児を持つ保護者の相談に応じます。
制度の詳細	<p>1 妊娠とこころの相談 妊娠や出産に伴う女性特有の心身の悩みについて、専門相談員が無料で相談に応じます。 相談先：熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内） 電話番号：096-381-4340（平日・土曜）</p> <p>（1）保健師等による電話相談 相談対応時間：9：00～20：00（平日・土曜）</p> <p>（2）心理療法士、精神科医師による来所相談（要予約）</p> <p>2 乳幼児を持つ親子の心のケア 市町村が行う乳幼児・1歳6か月・3歳児健康診査等で、保健師等が保護者の相談支援を行います。</p>
問合せ情報	<p>1 熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内） 連絡先：096-381-4340 受付時間：9：00～20：00（平日・土曜）</p> <p>2 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>3 熊本県健康福祉部子ども未来課 連絡先：096-333-2209 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

制度名	保育所、認定こども園等
制度の概要	<p>保護者の就労や疾病等の事由で家庭での保育を受けられない乳児から小学校入学前までの子どもを預かり、保護者に代わって保育する施設として、保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等があります。</p>
制度の詳細	<p>1 施設の種類</p> <p>(1) 保育所 0～5歳の子どもを預かります。</p> <p>(2) 認定こども園 0～5歳の子どもを預かります。</p> <p>(3) 小規模保育 少人数(定員6～19人)を対象に0～2歳の子どもを預かります。</p> <p>(4) 家庭的保育 少人数(定員5人以下)を対象に0～2歳の子どもを預かります。</p> <p>(5) 事業所内保育 定員が20人以上の場合、0～5歳の子どもを預かります。 定員が19人以下の場合、0～2歳の子どもを預かります。 受入年齢は、市町村又は各施設に確認してください。</p> <p>2 利用申込み 利用申込みは、各市町村の福祉担当課で随時受け付けています(利用の際、各市町村で保育認定を受ける必要があります)。</p> <p>3 保育料 保護者の方の市町村民税額などにより、市町村が定めています。</p> <p>私立幼稚園においても預かり保育、一時預かり保育を実施し、保育を提供しています(申し込みは直接、施設へお願いします)。</p>
問合せ情報	<p>各施設又はお住まいの市(区)町村の担当課 各市(区)町村の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等

(5) 児童の保健福祉

一般施策

制度名	一時預かり
制度の概要	在宅で子育てをしている家庭において保護者の急病や育児疲れの解消等のために一時的に保育が必要になった場合、保育所や認定こども園等で一時的に子どもを預かります。
制度の詳細	1 利用申込み 利用申込みは、あらかじめ市町村の福祉担当課に相談してください。 2 施設の種類 保育所、認定こども園等 3 利用料 市町村又は各施設で設定しています。詳しくは市町村の福祉担当課又は各施設にお問い合わせください。
問合せ情報	お住まいの市(区)町村の担当課 各市町村の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

<p>制度名</p>	<p>ファミリー・サポート・センター（子育ての援助）</p>
<p>制度の概要</p>	<p>地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者を会員とした会員組織（ファミリー・サポート・センター）を設置し、会員同士の相互援助活動を支援します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 会員組織 子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）を、子育てを手伝いたい人（提供会員）が地域の中で援助しています。</p> <p>2 設置場所 保育所や公共施設、児童館などの地域の身近な場所に設置されています。</p> <p>3 活動内容 保育所までの送迎、保育所の始業前や終了後の預かり、小学校放課後の預かり、買い物等外出中の預かりなどがあります。</p> <p>お住まいの市町村によって、登録要件、設置場所、利用料、申込方法が異なりますので、詳しくは、市（区）町村の担当課にお問い合わせください。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部子ども未来課 連絡先：096-333-2225 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

3 保健福祉医療等

(5) 児童の保健福祉

一般施策

制度名	児童館・児童センター（子どもの遊び場）
制度の概要	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として、児童館・児童センターが設置されています。
制度の詳細	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 子どもをはじめどなたでも利用できます。 2 施設の種類 児童館、児童センター、児童遊園 3 制度の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもたちを見守り続ける 集会室、遊戯室、図書室などが設置されており、専門の指導員（児童の遊びを指導する人）によって季節や地域の実情などに合わせた健全な遊びの指導が行われています。 (2) 地域の子育て環境をつくる 地域の実情に応じて、子ども会や母親クラブなどの地域組織活動の基地としてその育成指導を行います。 (3) 放課後児童クラブ 放課後児童クラブを併設している所もあり、放課後児童の居場所づくりを担っています。
問合せ情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。 2 熊本県健康福祉部子ども未来課 連絡先：096-333-2225 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

<p>制度名</p>	<p>地域子育て支援拠点（子育て支援センター、子育てひろば）</p>
<p>制度の概要</p>	<p>乳児や幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 子育て家庭の親とその子ども（主に3歳未満の児童）が利用できます。</p> <p>2 開設場所 保育所や公共施設、児童館などの地域の身近な場所に開設されています。</p> <p>3 制度の内容 親子同士での交流や専任職員による育児相談、子育て講座など子育てサービスを実施しています。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部子ども未来課 連絡先：096-333-2225 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

3 保健福祉医療等

(5) 児童の保健福祉

一般施策

制度名	未熟児養育医療
制度の概要	入院治療を必要とする未熟児に対し、医療費の自己負担額の一部を助成します。
制度の詳細	<p>1 対象者 出生時体重2,000g以下、または生活力が特に弱い乳児(1歳の誕生日の前日まで)で、指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた、熊本県内に居住する未熟児</p> <p>2 申請手続等 未熟児の保護者が、未熟児の居住地の市町村の窓口で申請を行います。支給が決定されると、市町村から「養育医療券」を交付されますので、指定養育医療機関に提出することで、医療機関窓口での医療費負担金支払いがなくなります。</p> <p>3 費用負担額 対象となる未熟児のすべての扶養義務者の前年の所得に応じた額となります。ただし、市町村により納付方法は異なります。</p>
問合せ情報	お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

<p>制度名</p>	<p>乳幼児医療費助成</p>
<p>制度の概要</p>	<p>乳幼児の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため、一定の条件を満たした場合、乳幼児の医療費の一部負担金を市町村が助成します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 次の条件に該当する方が助成を受けることができます。 (1) 保護者または児童が熊本県内に住所を有していること (2) 保護者が各市町村の定める対象年齢にある児童を養育していること お住まいの市町村によって、助成対象年齢が異なりますので、詳しくは市(区)町村の担当課にお問い合わせください。</p> <p>2 助成範囲 各種医療保険の対象となる自己負担分が助成されます。 お住まいの市町村によって、助成範囲が異なりますので、詳しくは、市(区)町村の担当課にお問い合わせください。</p> <p>3 支給手続 乳幼児医療費の助成を受けるには、お住まいの市(区)役所・町村役場で申請する必要があります。 お住まいの市町村によって、支給手続が異なりますので、詳しくは、市(区)町村の担当課にお問い合わせください。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部子ども未来課 連絡先：096-333-2225 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)</p>

3 保健福祉医療等

(5) 児童の保健福祉

一般施策

制度名	障がいのある子どもの自立支援医療（育成医療）
制度の概要	身体に障がいのある児童（又は障がいを残すおそれのある児童）で、その障がい除去又は軽減し生活能力を得るための治療を指定医療機関で受ける場合、その治療に要する医療費の自己負担額の一部を助成します。
制度の詳細	<p>1 対象者 次の条件をすべて満たしている方が対象となります。</p> <p>(1) 熊本県内に住所を有する18歳未満の方 (2) 身体上の障がいがあるか又は現在の疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる方 (3) 確実な治療効果が期待できること (2)(3)については指定医療機関の医師の判断になります。</p> <p>2 対象となる障害</p> <p>(1) 肢体不自由によるもの (2) 視覚障害によるもの (3) 聴覚・平衡機能障害によるもの (4) 音声、言語、咀嚼機能障害によるもの (5) 内臓障害によるもの（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限ります） (6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの</p> <p>3 申請手続 原則として事前申請です。治療開始予定日までに申請してください。保護者が居住地の市町村の窓口で申請を行います。</p> <p>4 費用負担額 自己負担額は、原則、総医療費の1割負担になります。ただし、世帯の市町村民税額によって、自己負担額の上限額があります。</p>
問合せ情報	お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

<p>制度名</p>	<p>小児慢性特定疾病の子どもの医療と相談窓口</p>																		
<p>制度の概要</p>	<p>小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、家庭の医療費の負担軽減を図るため医療費の自己負担分の一部を助成するとともに、相談支援を行います。</p>																		
<p>制度の詳細</p>	<p>1 小児慢性特定疾病医療費助成</p> <p>(1) 対象者 18歳未満の児童 ただし、18歳到達時点で認定を受けており、引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満が対象となります。</p> <p>(2) 申請手続 保護者の居住地の各保健所の窓口で申請を行います。(熊本市にお住まいの方は各区役所で申請を行います。)</p> <p>(3) 費用負担額 世帯の市町村民税額によって、自己負担額の上限月額があります。</p> <p>(4) 対象となる疾病</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 悪性新生物</td> <td>イ 慢性腎疾患</td> <td>ウ 慢性呼吸器疾患</td> </tr> <tr> <td>エ 慢性心疾患</td> <td>オ 内分泌疾患</td> <td>カ 膠原病</td> </tr> <tr> <td>キ 糖尿病</td> <td>ク 先天性代謝異常</td> <td>ケ 血液疾患</td> </tr> <tr> <td>コ 免疫疾患</td> <td>サ 神経・筋疾患</td> <td>シ 慢性消化器疾患</td> </tr> <tr> <td>ス 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群</td> <td>セ 皮膚疾患</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソ 骨系統疾患</td> <td>タ 脈管系疾患</td> <td></td> </tr> </table> <p>詳しい説明は、小児慢性特定疾病情報センターホームページをご覧ください。(HP: 小児慢性特定疾病情報センター で検索)</p> <p>2 相談支援(小児慢性特定疾病児童等自立支援相談事業)</p> <p>各種の相談支援、関係機関との連絡調整、その他の自立に資する相談支援を行います。</p> <p>(1) 対象者 小児慢性特定疾病児童等及びその家族</p> <p>(2) 相談先 NPO法人 NEXTEP(ネクステップ)</p> <p>(3) 相談方法 原則、専用の相談フォームを用いてメールで行います。 (熊本県ホームページからアクセス又はネクステップ 熊本で検索)</p>	ア 悪性新生物	イ 慢性腎疾患	ウ 慢性呼吸器疾患	エ 慢性心疾患	オ 内分泌疾患	カ 膠原病	キ 糖尿病	ク 先天性代謝異常	ケ 血液疾患	コ 免疫疾患	サ 神経・筋疾患	シ 慢性消化器疾患	ス 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	セ 皮膚疾患		ソ 骨系統疾患	タ 脈管系疾患	
ア 悪性新生物	イ 慢性腎疾患	ウ 慢性呼吸器疾患																	
エ 慢性心疾患	オ 内分泌疾患	カ 膠原病																	
キ 糖尿病	ク 先天性代謝異常	ケ 血液疾患																	
コ 免疫疾患	サ 神経・筋疾患	シ 慢性消化器疾患																	
ス 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	セ 皮膚疾患																		
ソ 骨系統疾患	タ 脈管系疾患																		
<p>問合せ情報</p>	<p>熊本市にお住まいの方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市各区役所 <p>連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>																		

3 保健福祉医療等

(5) 児童の保健福祉

	<ul style="list-style-type: none">・熊本市子ども政策課 連絡先：096 - 328 - 2156 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）
問合せ情報	<p>熊本県内（熊本市を除く）にお住まいの方</p> <ul style="list-style-type: none">・熊本県各保健所 保健予防課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。・熊本県健康福祉部子ども未来課 連絡先：096 - 333 - 2209 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

<p>制度名</p>	<p>母子への支援</p>
<p>制度の概要</p>	<p>妊産婦の妊娠中の健康管理や産後の生活指導、乳幼児の育児に関する相談に応じます。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 妊産婦への支援</p> <p>(1) 母子健康手帳の交付 妊娠した場合、市町村へ妊娠届を提出すると市町村から母子健康手帳が交付されます。この手帳は、妊娠、出産の状態、生まれた子どもの発育の経過など母子の健康状態を記録するものです。</p> <p>(2) 妊婦健康診査費の助成 妊婦の健康を守り、安全で安心な出産ができるように、妊婦健康診査費を助成しています。 市町村に妊娠届出をすると母子健康手帳と併せて、14回分の妊婦一般健康診査票が交付されます。これを持って妊婦自身が希望する産婦人科を受診すると無料で健康診査が受けられます。 ただし、検査の内容により、公費負担限度額（妊婦一般健康診査票に記載されています。）を超える場合には、超えた分は自己負担となります。</p> <p>(3) 妊産婦の訪問指導 健康診査等を受けて、家庭生活や食事等についての指導や妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）、貧血、流産の予防に関する指導が必要とされた妊婦や産婦の相談に応じます。 また、妊娠に関する不安や心配、産後うつ等の相談にも応じます。 妊婦健康診査票や母子健康手帳を紛失した場合は、再発行ができますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。</p> <p>2 新生児、乳幼児への支援</p> <p>(1) 新生児・未熟児の訪問指導 市町村から保健師や助産師等が訪問し、赤ちゃんの発育、授乳、病気の予防等、育児についての相談に応じています。</p> <p>(2) 先天性代謝異常等検査 新生児に対し、知的障がいなどの心身障がいの一因となる先天性代謝異常症等を早期に発見し治療するための検査を行います。</p> <p>(3) 乳幼児健康診査 乳幼児の心身の発育、発達を促すための健康診査を行います。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等

(5) 児童の保健福祉

2 先天性代謝異常等検査についてのお問合せ

熊本県健康福祉部子ども未来課

連絡先：096-333-2209

受付時間：8:30～17:15（平日のみ）

<p>制度名</p>	<p>放課後児童クラブ利用料の減免</p>
<p>制度の概要</p>	<p>令和2年7月豪雨により、自宅が全半壊や床上浸水など著しい被害を受けた放課後児童クラブの利用児童に対し、利用料の全部または一部を支援します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 減免の対象となる世帯 令和2年7月豪雨により被災され、次のいずれにも該当する方が対象です。 (1) 民営の放課後児童クラブを利用する児童 (2) 居住する家屋が、半壊以上の世帯</p> <p>2 減免の手続 申請手続等については、電話やホームページによりお住まいの市町村の担当課へ確認をお願いします。</p> <p>3 減免の対象となる利用料 全壊・大規模半壊世帯・・・利用料の全額 半壊世帯・・・利用料の半額</p> <p>4 支援対象期間 令和2年7月～令和3年3月</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部子ども未来課 連絡先：096-333-2225 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)</p>

3 保健福祉医療等

(6) ひとり親家庭、女性保健福祉

一般施策

<p>制度名</p>	<p>女性相談センター（DV等の相談）</p>
<p>制度の概要</p>	<p>女性の抱える問題について、専門の相談員が電話や来所での御相談に応じます。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 相談の種類 (1) 配偶者やパートナーからの暴力（DV）や、離婚問題、家庭不和で悩んでいるとき（DV被害を受けている男性からの相談も可能です） (2) 売春を強要されているとき (3) その他、日常生活を送る中で悩みを抱えているとき</p> <p>2 相談時間 (1) 電話相談 (女性相談) 8:30～17:15（平日のみ） (DV相談) 8:30～22:00（平日） 9:00～22:00（土日祝） (2) 来所相談 (女性相談・DV相談) 8:30～17:15（平日のみ） 要予約</p> <p>このほか、DV法律相談（弁護士対応）があります。事前に予約が必要です。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>熊本県女性相談センター 1 女性相談：096-381-4454 2 DV相談：096-381-7110 受付時間は上記のとおりです。 H P : 熊本県 女性相談センター で検索</p>

一般施策	
制度名	ひとり親家庭等医療費助成
制度の概要	ひとり親家庭等の親及び児童の健康保持に助力し、就業による経済的自立と家庭生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。
制度の詳細	<p>1 対象者</p> <p>(1) 20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭等の親</p> <p>(2) (1)の者が扶養する18歳に達する日以後の3月31日までの間にある児童</p> <p>(3) 父母のいない18歳に達する日以後の3月31日までの間にある児童</p> <p>(4) 父または母がDV防止法による保護命令を受けた18歳に達する日以後の3月31日までの間にある児童</p> <p>児童扶養手当法上の所得制限により児童扶養手当の支給制限を受けている方は、助成の対象になりません。</p> <p>2 助成額</p> <p>自己負担額から付加給付等を差し引いた額の3分の2を助成します。 助成率は市町村によって異なります。</p> <p>3 申請期間</p> <p>診療を受けた月の翌月から起算して1年を経過する日までの期間 被災により助成の申請が対象期間を超えた場合でも、助成の対象となることがあります。</p> <p>4 助成手続</p> <p>助成を受けるには申請を行う必要があります。お住まいの市(区)役所・町村役場で手続をし、「受給資格証」の交付を受けてください。</p>
問合せ情報	<p>お住まいの市(区)町村の担当課</p> <p>連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等

(6) ひとり親家庭、女性保健福祉

一般施策

<p>制度名</p>	<p>ひとり親家庭等就業支援講習会</p>
<p>制度の概要</p>	<p>熊本県内の市町村（熊本市を除く）に居住するひとり親家庭の親又は寡婦の方を対象に、就業に必要な資格取得のための講習会を開催します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 次のいずれも満たす方が対象となります。 （1）県内の市町村(熊本市を除く)に居住するひとり親家庭の親、子、寡婦 （2）講習会の全日程に参加可能であること</p> <p>2 講習会・申請期間等 講習内容等は年度毎に異なりますので、詳しくは問合せ先にお尋ねください。</p> <p>3 その他 （1）受講料は無料です（テキスト代や資格試験の検定料は自己負担）。 （2）講習中は託児サービスが利用（無料）できます。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>熊本県母子家庭等就業・自立支援センター 連絡先：096-331-6736 受付時間：9：00～19：00（平日） 9：00～17：00（土・日・祝） 【休館日】毎週月曜日・年末年始（12/29～1/3） H P：熊本県母子家庭等就業・自立支援センターで検索</p>

一般施策

<p>制度名</p>	<p>ひとり親家庭等日常生活支援</p>															
<p>制度の概要</p>	<p>ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、生活援助や保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣します。</p>															
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 次のいずれかに該当する家庭等が対象となります。</p> <p>(1) ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学・就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、学校行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等</p> <p>(2) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等(所定内労働時間の就業を除く。)に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭</p> <p>2 自己負担額 世帯区分等により異なります。</p> <table border="1" data-bbox="438 1041 1394 1344"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯区分</th> <th colspan="2">自己負担額(1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>子育て支援</th> <th>生活援助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯 市町村民税非課税世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当支給水準世帯</td> <td>70円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>		世帯区分	自己負担額(1時間当たり)		子育て支援	生活援助	生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円	児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円	上記以外の世帯	150円	300円
世帯区分	自己負担額(1時間当たり)															
	子育て支援	生活援助														
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円														
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円														
上記以外の世帯	150円	300円														
<p>問合せ情報</p>	<p>お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。 事業を実施していない市町村もあります。</p>															

3 保健福祉医療等

(6) ひとり親家庭、女性保健福祉

一般施策

<p>制度名</p>	<p>ひとり親家庭等学習支援・交流</p>
<p>制度の概要</p>	<p>ひとり親家庭等の子どもたちに、最寄りの地域で学習指導を行う「地域の学習教室」を開設し、退職した元教員や大学生などのボランティアが、学校の教科書や宿題に添って学習指導を行います。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 主にひとり親家庭の小・中学生が対象となります。</p> <p>2 開催場所・開催頻度 県内80か所(令和2年5月31日現在)において、週1回程度開催しています。</p> <p>3 自己負担額 冷暖房費等の実費として、子ども1人当たり1日100円を上限として負担していただく場合があります。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>社会福祉法人 熊本県ひとり親家庭福祉協議会 連絡先：096-331-6735 受付時間：9:00～19:00(平日) 9:00～17:00(土・日・祝) 【休館日】毎週月曜日・年末年始(12/29～1/3) H P : <input type="text" value="熊本県 地域の学習教室"/> で検索</p>

一般施策

<p>制度名</p>	<p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付</p>
<p>制度の概要</p>	<p>熊本県内の市町村（熊本市を除く）に居住するひとり親家庭の親で、母子家庭等高等職業訓練促進給付金（ ）を活用し看護師等の養成学校に在籍する方を対象に、資金の貸付を行います。</p> <p>母子家庭等高等職業訓練促進給付金 養成学校に在籍中の生活費の負担軽減を図るため、熊本県又は各市から給付される給付金</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 次のいずれも満たす方が対象となります。</p> <p>(1) 県内の市町村（熊本市を除く）に居住するひとり親家庭の親 (2) 熊本県（町村居住者）又は各市（市居住者）から高等職業訓練促進給付金を受給している方</p> <p>2 貸付金額等</p> <p>(1) 貸付金額（上限） ア 養成学校に入学した場合：入学準備金 50万円 イ 養成学校を修了し、資格を取得した場合：就職準備金 20万円</p> <p>(2) 利子 ア 保証人を立てる場合：無利子 イ 保証人を立てない場合：年1%</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 養成学校を修了後、資格を取得した日から1年以内に就職し、原則として熊本県内において5年間引き続き業務に従事した場合には、貸付金の返還が免除されます。</p> <p>(2) 貸付には、熊本県又は各市における給付金の支給に関する審査が必要なため、貸付金が交付されるのは、入学又は就職してから一定期間経過後になります。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>熊本県社会福祉協議会 民生課 連絡先：096 - 324 - 5475 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

3 保健福祉医療等

(6) ひとり親家庭、女性保健福祉

一般施策

<p>制度名</p>	<p>ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金</p>
<p>制度の概要</p>	<p>熊本県内の町村に居住するひとり親家庭の親又は子で、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す方を対象に、対策講座受講費の軽減を図るために給付金を支給します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 ひとり親家庭の方で、次のいずれも満たす方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県内の町村に居住していること (2) 20歳未満の児童を扶養していること（受講者が子の場合は20歳未満） (3) 高校卒業者、既に大学入学資格検定や高卒認定試験に合格していないこと (4) 親が児童扶養手当を受給している又は同等の所得水準にあること (5) 試験に合格することが適職に就くために必要と認められること <p>2 支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 対策講座の受講を修了した場合 受講修了時給付金（受講費の4割（上限：10万円）） (2) 受講修了から2年以内に試験の全科目に合格した場合 合格時給付金（受講費の2割（上限：(1)との合計で15万円）） <p>3 その他 講座を受講する前に、あらかじめ県から指定を受ける必要がありますので、必ず受講開始前に御相談ください。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>熊本県健康福祉部子ども家庭福祉課 連絡先：096-333-2229 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

一般施策

<p>制度名</p>	<p>母子家庭等自立支援教育訓練給付金</p>
<p>制度の概要</p>	<p>ひとり親家庭の親に対し、主体的な能力開発の取組みを支援し、自立促進を図るため、教育訓練講座を修了した場合に、その経費の一部を支給します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 次のいずれも満たす県内の町村に住所地を有するひとり親家庭の親が対象となります。 (1) 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること (2) 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断し、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること</p> <p>2 対象講座 (1) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 (2) その他、上記に準じ知事が指定する講座</p> <p>3 支給額 (1) 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方 対象講座の受講料の6割(上限200,000円、下限12,001円) (2) (1)以外の方(雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方) (1)の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の額を差し引いた額</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 市にお住まいの方：各市の福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 町村にお住まいの方：各県福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等

(6) ひとり親家庭、女性保健福祉

一般施策

<p>制度名</p>	<p>母子家庭等高等職業訓練促進給付金</p>
<p>制度の概要</p>	<p>ひとり親家庭の親の資格取得の促進及び生活の負担軽減を図るため、養成訓練の受講期間について訓練促進給付金を支給します。 また、修了後に修了支援給付金を支給します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 支給要件の全てを満たす県内の町村に住所地を有するひとり親家庭の親であって、対象資格を取得するために修業している方が対象となります。</p> <p>2 対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など33資格</p> <p>3 支給要件 (1) 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること (2) 修業年限1年以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方 (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方 (4) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金等、本給付金と趣旨を同じくする給付を受けていない方</p> <p>4 支給額 (1) 訓練促進給付金：修業する全期間（上限4年） ア 町村民税非課税世帯：月額100,000円 イ 町村民税課税世帯：月額70,500円 （修業期間の最後の12か月は4万円加算） (2) 修了支援給付金：受講修了時 ア 町村民税非課税世帯：50,000円 イ 町村民税課税世帯：25,000円</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 市にお住まいの方：各市の福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。 市にお住まいの方は対象資格が上記と異なることがあります。 詳しくは各市の福祉事務所にお尋ねください。</p> <p>2 町村にお住まいの方：熊本県各福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

一般施策

制度名	母子家庭等就業・自立支援センター
制度の概要	ひとり親家庭の親又は寡婦の方を対象に、就業相談や生活相談に応じるとともに、養育費の取り決めなどの法的な問題についての弁護士等による相談を行います。
制度の詳細	<p>1 対象者 ひとり親家庭の親、寡婦の方が対象となります。</p> <p>2 相談内容 (1) 就業相談 就業支援員により、家庭の状況や職業能力の適性等を踏まえ、就業相談に応じるとともに、求人等の情報を提供します。</p> <p>(2) 生活相談 生活相談員により、子育てや生活等に関する相談に応じます。</p> <p>(3) 法律相談 弁護士や税理士等の専門家により、養育費の請求や親権等の法的な問題に関する相談に応じます(毎月第1・第3水曜日、予約制)。</p> <p>3 自己負担額 なし</p>
問合せ情報	<p>熊本県母子家庭等就業・自立支援センター</p> <p>連絡先：096-331-6736</p> <p>受付時間：9:00～19:00(平日) 9:00～17:00(土・日・祝)</p> <p>【休館日】毎週月曜日・年末年始(12/29～1/3)</p> <p>H P : <input type="text" value="熊本県母子家庭等就業・自立支援センター"/> で検索</p>

3 保健福祉医療等

(6) ひとり親家庭、女性保健福祉

一般施策

制度名	母子・父子自立支援員
制度の概要	各福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等に対して、自立に必要な情報提供や相談指導並びに職業能力の向上や求職活動に対する支援等を行います。
制度の詳細	1 対象者 ひとり親家庭の親、寡婦の方等が対象となります。 2 支援内容 ひとり親家庭の親、寡婦の方等の生活全般に関する相談、母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する相談に応じ、自立に必要な指導・支援を行います。 また、児童扶養手当受給者の就業支援として、支援対象者の生活状況や求職状況等から課題の発見・自立目標の設定を行い、ニーズに応じた支援プログラムを作成します(母子・父子自立支援プログラム)。
問合せ情報	熊本県各福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

一般施策

<p>制度名</p>	<p>不妊に悩む方への支援</p>
<p>制度の概要</p>	<p>不妊で悩んでいる方への不妊治療費の助成や相談支援を行います。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 特定不妊治療費助成 不妊治療の中でも医療保険が適用されない高額な医療費のかかる治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成します。</p> <p>（1）対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断された戸籍上の夫婦</p> <p>（2）対象治療法 体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）（指定医療機関による治療に限る）</p> <p>（3）給付内容</p> <p>ア 初回申請の治療開始の妻の年齢が 40歳未満の場合 6回 各上限15万円 40歳以上43歳未満の場合 3回 各上限15万円</p> <p>イ 初回治療費の上乗せ 上限30万円</p> <p>ウ 男性不妊治療費の上乗せ 上限15万円</p> <p>ただし、治療内容によっては該当しない場合があります</p> <p>2 一般不妊治療費助成 市町村によっては、医療保険が適用されない一般不妊治療（人工授精）に要する費用の一部を助成しています。詳しくは、お住まいの市町村にお尋ねください。</p> <p>3 不妊専門相談 不妊で悩む方々を対象とした電話や来所による相談 相談先：熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内）</p> <p>（1）助産師等による電話相談 相談対応時間： 9：00～20：00（平日・土曜）</p> <p>（2）産婦人科医師による専門相談 相談対応日：月1回（要予約、面接）</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 熊本市にお住まいの方：各区役所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県内（熊本市を除く）にお住まいの方：熊本県各保健所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等

(6) ひとり親家庭、女性保健福祉

	3 熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内）
--	-----------------------------------

連絡先：096-381-4340

受付時間：9:00～20:00（平日・土曜）

3 保健福祉医療等
 (7) 障がい者の保健福祉

一般施策

制度名	障がいについての相談
制度の概要	障がい者の心配事・悩み事などの相談に応じます。
制度の詳細	<p>1 市町村役場 それぞれの市町村にお住まいの方の障がい福祉等相談に応じ、自立支援給付等に関する手続きや利用調整等も行います。また、ケアマネジメントの希望確認等も行います。</p> <p>2 福祉事務所 管内の障がい福祉、母子福祉や生活保護の相談に応じ、必要な援護や指導を行います。</p> <p>3 保健所 障がいの早期発見、療育について相談に応じ、必要な指導を行います。</p> <p>4 熊本県福祉総合相談所 次の4つの相談所が1つにまとまった相談機関です。子どもや女性、障がいのある方の福祉について専門的な相談に応じるとともに、医学的、心理学的判定などを行います。 (1) 熊本県中央児童相談所 (2) 熊本県女性相談センター (3) 熊本県身体障がい者リハビリテーションセンター (4) 熊本県知的障がい者更生相談所</p> <p>5 熊本県身体障がい者リハビリテーションセンター 身体障害者手帳の交付、自立支援医療(更生医療)の要否判定、補装具費の要否判定、補装具の処方や適合判定等を行います。また、補装具についての研究開発・製作・修理を行います。</p> <p>6 熊本県知的障がい者更生相談所 療育手帳の交付、障がい福祉サービス利用についての情報提供や日常生活のアドバイスを行います。</p> <p>7 熊本市障がい者福祉相談所 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の機能を併せ持った施設。医師や心理判定員、理学療法士、言語聴覚士などが、身体または知的に障がいのある方に、専門的な立場から支援します。</p> <p>8 熊本県中央児童相談所・熊本県八代児童相談所・熊本市児童相談所 子どもの発達や障がいについて専門的な相談に応じるとともに、療育に関する指導や施設入所の手続き等を行います。</p>

制度の詳細

9 熊本県精神保健福祉センター

精神障害者保健福祉手帳の交付、精神保健及び精神障がい者福祉に関する知識の普及や調査研究、県民の精神的健康の保持増進、精神障がいの予防のための相談業務を行います。

10 熊本県こども総合療育センター

肢体不自由、重複障がい、知的障がい、発達障がい（自閉症など）に関する相談に応じるとともに、障がいの早期発見・早期療育をめざし、総合診断や療育の方向づけを行います。

11 熊本県北部発達障がい者支援センター「わっふる」

県北部地域（主に荒尾・玉名、山鹿、菊池、阿蘇、上益城）にお住まいの発達障がい児（者）及びその家族等からの相談に応じるとともに、適切な指導又は助言を行います。

12 熊本県南部発達障がい者支援センター「わるつ」

県南部地域（主に宇城、八代、芦北・水俣、人吉・球磨、天草）にお住まいの発達障がい児（者）及びその家族等からの相談に応じるとともに、適切な指導又は助言を行います。

13 熊本市発達障がい者支援センター「みなわ」

熊本市にお住まいの発達障がいある本人や家族等、及び発達障がい者支援に関わる支援者や関係機関等への適切な指導・助言を行います。

14 熊本市子ども発達支援センター

熊本市にお住まいの18歳までの子どもとその保護者の方を対象に、発達の遅れや疑いのある子どもの発育、進路などの相談に応じています。

15 相談支援事業所

障がいのある方、そのご家族、介護者などからの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また、障がい者などの意向を勘案した上で、サービス等利用計画を作成し、事業者などとの連絡調整を行います。

16 障がい者の差別に関する相談（熊本県障がい者支援課広域専門相談員）

「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に基づき、専門の相談員が、「不利益取扱い」、「合理的配慮」、「虐待」などの相談に応じています。

3 保健福祉医療等

(7) 障がい者の保健福祉

問合せ情報

- 1 **お住まいの市(区)町村の担当課**
連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。
- 2 **熊本県各福祉事務所**
連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。
- 3 **熊本県各保健所**
連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。
- 4 **熊本県福祉総合相談所**
連絡先：096-381-4411(代表)
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
- 5 **熊本県身体障がい者リハビリテーションセンター**
連絡先：096-381-4461
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
- 6 **熊本県知的障がい者更生相談所**
連絡先：096-381-4464
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
- 7 **熊本市障がい者福祉相談所**
連絡先：096-362-6500
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
- 8 **児童相談所**
 - ・熊本県中央児童相談所
連絡先：096-381-4451
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
 - ・熊本県八代児童相談所
連絡先：0965-32-4426
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
 - ・熊本市児童相談所
連絡先：096-366-8181
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
- 9 **熊本県精神保健福祉センター**
連絡先：096-386-1166
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
- 10 **熊本県こども総合療育センター**
連絡先：0964-32-1143
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
- 11 **熊本県北部発達障がい者支援センター「わっふる」**
連絡先：096-293-8189
受付時間：9:00~18:00(平日のみ)

<p>問合せ情報</p>	<p>1 2 熊本県南部発達障がい者支援センター「わるつ」 連絡先：0965-62-8839 受付時間：9：00～18：00（平日のみ）</p> <p>1 3 熊本市発達障がい者支援センター「みなわ」 連絡先：096-366-1919 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p> <p>1 4 熊本市子ども発達支援センター 連絡先：096-366-8240 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p> <p>1 6 障がい者の差別に関する相談（熊本県障がい者支援課広域専門相談員） 連絡先：096-333-2244 受付時間：9：00～17：00（平日のみ）</p>
--------------	---

3 保健福祉医療等

(7) 障がい者の保健福祉

一般施策

制度名	地域療育センター（在宅障がい児の療育に関する相談）
制度の概要	在宅の障がい児の療育に関する様々な相談に応じ、障がい児やその家族及び地域の関係機関を支援します。
制度の詳細	<p>1 支援内容</p> <p>在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児及びその疑いがある児童、及びその保護者と家族等に対して、身近な地域で療育指導、相談支援等を行います。</p> <p>（1）訪問支援 訪問により、各種相談・指導を行います。</p> <p>（2）外来支援 外来により、各種相談・指導を行います。</p> <p>（3）施設支援 児童発達支援事業、障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、技術の指導を行います。</p> <p>2 設置場所</p> <p>県内に10か所設置されています。詳細は、末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>
問合せ情報	各地域療育センター 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

制度名	障がい児・者の短期入所など
制度の概要	障がい児・者を介護している家族等が、家庭の事情で一時的に介護できなくなる場合に施設でお預かりします。
制度の詳細	<p>1 宿泊を伴う場合</p> <p>(1) 対象者 市町村から介護給付費の支給決定(受給者証)を受けた障がい児・者</p> <p>(2) 利用できる施設 短期入所事業所</p> <p>(3) 利用期間 市町村が定める期間(受給者証に記載)</p> <p>2 日帰りの場合(日中一時支援)</p> <p>(1) 対象者 市町村から介護給付費の支給決定(受給者証)を受けた障がい児・者</p> <p>(2) 利用できる施設 日中一時支援事業所として市町村が指定(登録)した障害福祉サービス事業所</p> <p>(3) 利用期間 日中(時間単位)</p>
問合せ情報	<p>お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等

(7) 障がい者の保健福祉

一般施策

<p>制度名</p>	<p>視覚障がい者への支援</p>
<p>制度の概要</p>	<p>視覚障がい者向けに歩行訓練、点字刊行物、録音物その他各種情報を記録した物の提供等を行います。</p>
<p>制度の詳細</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書貸し出し 点字図書、録音図書の貸し出し、定期刊行物（点字・録音雑誌）の提供を行います。 2 プライベートサービス 一般図書・取扱い説明書等の点訳や音訳（実費）対面朗読サービスを実施しています。 3 盲人用具のあっせん 盲人用具の紹介、購入のあっせん、販売、各市町村へ給付申請手続きのための情報提供を行います。 4 点字資料の印刷・提供 点字名刺・各種広報・会議資料等の制作（有料）を行います。 5 パソコンライフの支援 音声ソフトを利用した各種講座の実施。また、パソコンの不具合が生じた際の問題解決の支援を行います。 6 情報サービス 事務局からのお知らせや新刊図書案内を希望者へ配布します。 7 更生相談（中途失明者訓練） 自立更生相談・福祉制度利用のための情報提供・関係機関との連絡調整・日常生活訓練等の自立支援を実施します。 8 視覚障がい者生活訓練の実施 歩行訓練、教養・趣味・レクリエーション料理教室等の講習会、研修会を開催します。 9 サピエ図書館 視覚障がい者総合ネットワークシステム会員登録後、全国の点字・録音図書のダウンロードが可能です。当館職員による登録代行・図書検索支援も可能です。 10 被災者支援 視覚障がい者に対する生活情報提供や物資（白杖、音声時計、ラジオ等）の提供を行います。

<p>問合せ情報</p>	<p>1 熊本県点字図書館 連絡先：096-383-6333 開館日：8:30～17:00（水曜日を除く） 水曜日が祝日の場合開館、木曜日閉館</p> <p>2 熊本県視覚障がい者福祉協会・団体（被災者支援関係） 連絡先：096-383-6833（TEL・FAX） 開館日：8:30～17:00（水、土、日曜日を除く） 水曜日が祝日の場合開館、木曜日閉館</p>
--------------	---

3 保健福祉医療等
 (7) 障がい者の保健福祉

一般施策

<p>制度名</p>	<p>聴覚障がい者への支援</p>
<p>制度の概要</p>	<p>聴覚障がい者向けに通訳者の派遣や録画物その他各種情報を記録した物の提供等を行います。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 映像制作 既製の番組等に字幕や手話を入れ、DVD等にして熊本県聴覚障害者情報提供センターのビデオライブラリーにおいて無料で貸出しています。</p> <p>2 ビデオライブラリー 聴覚障がい者の方などへの字幕・手話DVDの無料で貸出及び聴覚障がいに関する図書・関係資料の閲覧、福祉機器の展示、プチギャラリー（聴覚障がい者の作品展示）、手話でおしゃべりを楽しむ「おしゃべり手話サロン」、ミニ手話教室などを実施しています。</p> <p>3 手話通訳者・要約筆記者等の派遣 聴覚障がい者と聴者のコミュニケーション支援のため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及びろうあ者相談員を派遣します。</p> <p>4 機器・部屋の貸出 コミュニケーション機器（液晶プロジェクター、スクリーン、磁気誘導ループなど）や部屋（ふれあいシアター、会議室）を貸出しています。</p> <p>5 相談 聴覚障がいに関する相談に応じます。</p> <p>6 情報サービス&通信リレーサービス 情報誌「インカムくまもと」の発行や携帯電話等に随時情報を配信する「インフォメールサービス」などを実施しています。</p> <p>7 電話リレーサービス 聴覚障がい者と聴者のコミュニケーション支援のため、通訳オペレーターが「手話」や「文字」等を即時通訳する電話サービスを提供しています。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>熊本県聴覚障害者情報提供センター 連絡先：096-383-5595（TEL） 096-385-7821（FAX） 開館時間：事務所 8：30～19：00（水曜日を除く平日・土曜日） 8：30～17：30（日曜・祝日） ライブラリー 9：00～19：00（水曜日を除く平日・土曜日） 9：00～17：00（日曜・祝日） 水曜日が祝日の場合開館、木曜日閉館 電話リレーサービス利用時間 9：00～18：00（水曜日を除く平日） 9：00～17：00（日曜・祝日） 同センター休館日は熊本聴覚障害者総合福祉センター（096-383-5587）にて受付。年末年始は両施設でサービス休止。</p>

3 保健福祉医療等
(7) 障がい者の保健福祉

新型コロナウイルス感染予防のため、サービス、開館時間が変更となっている場合があります。

3 保健福祉医療等

(7) 障がい者の保健福祉

一般施策

<p>制度名</p>	<p>障害福祉サービス等の利用者負担金の減免</p>
<p>制度の概要</p>	<p>災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方について、市町村の判断により、利用者負担額を減免します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 災害により以下（例示）の被災をされた方など （1）住家の全半壊、全半焼、又はこれに準ずる被災をした方 （2）主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方 （3）主たる生計維持者の行方が不明である方 （4）主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方 （5）主たる生計維持者が失職し、現在、収入のない方</p> <p>2 減免額 市町村で定めることとなりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。</p> <p>3 申請期間及び適用期間 （1）申請期間 随時 （2）適用期間 市町村が定める期間</p> <p>4 減免方法 市町村が決定し、受給者証に記入されますので、サービス利用時に事業者に提示して、減免を受けます。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部障がい者支援課 連絡先：096-333-2233 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

<p>制度名</p>	<p>保健師等による健康支援</p>
<p>制度の概要</p>	<p>応急仮設住宅等に居住する被災者に対して、保健師、歯科衛生士や管理栄養士等の専門職員による巡回訪問や集会などを行い、各種健康教育、健康相談、講習などを通して被災者の良好な健康状態の維持を支援します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 被災者に対する健康・栄養相談等 (1) 実施内容 応急仮設住宅等に居住される被災者について、個別訪問により健康・栄養相談、保健指導等を実施します。 (2) 頻度 市町村が定めるとおりです。</p> <p>2 集会所等における健康・栄養・口腔ケア相談等 (1) 実施内容 集会所等において、健康相談、栄養相談、口腔ケア相談を行い、仮設住宅等の入居者の健康状態を良好に保つと同時に、要支援者については、個別に健康支援を実施します。 (2) 頻度 市町村が定めるとおりです。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 被災時に居住していた市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 各市町村地域支え合いセンター 連絡先はP1の「地域支え合いセンター」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等

(8) 仮設住宅等における被災者支援

一般施策

<p>制度名</p>	<p>復興リハビリテーションセンター (仮設住宅へのリハビリテーション等専門職の派遣)</p>
<p>制度の概要</p>	<p>応急仮設住宅等で生活する高齢者等の心身機能の低下を防ぐために「熊本県復興リハビリテーションセンター」が、応急仮設住宅等にリハビリテーション等専門職を派遣します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 派遣先 応急仮設住宅等に設置する集会場等で開催する介護予防教室やサロン等</p> <p>2 派遣者 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士、介護支援専門員、栄養士 等</p> <p>3 支援内容 (1) 介護予防に資する運動の指導 (2) 戸別訪問による仮設住宅の環境調整 (3) アクティビティプログラムの提供 (4) 自主グループの育成 (5) 地域ケア会議等における助言や研修等を通じた活動支援 等</p> <p>4 事務局 熊本地域リハビリテーション支援協議会 (熊本県医師会内に事務所を設置)</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>熊本県健康福祉部認知症対策・地域ケア推進課 連絡先：096-333-2211 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)</p>

一般施策

<p>制度名</p>	<p>迷子になった犬やけがをした犬猫の保護</p>
<p>制度の概要</p>	<p>迷子になった犬やけがをした犬猫を、県の保健所や熊本市動物愛護センターにおいて飼い主へ返還するため一定期間保護します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 保護機関 (1) 県の保健所(熊本市以外で保護された犬猫が対象) (2) 熊本市動物愛護センター(熊本市内で保護された犬猫が対象) 最寄りの警察署で預かられている場合もあります</p> <p>2 保護した犬猫の情報 飼い主への返還を進めるため、保護した犬猫を「熊本県動物愛護ホームページ」や「熊本市動物愛護センターホームページ」でお知らせしています(熊本県動物愛護 ・ 熊本市動物愛護センター で検索)。</p> <p>3 迷子の犬猫の情報発信 迷子になった犬猫の情報を飼い主が自ら掲載できるページを、「熊本県動物愛護ホームページ」に設けています。</p> <p>4 返還手続 返還の際は手数料が必要となります。詳しくは、保護機関にお問い合わせいただくか、ホームページで御確認ください。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 犬猫が保護された地域を所管する県保健所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本市動物愛護センター 連絡先：096-380-2153 受付時間：8:30～17:00(平日のみ)</p>

参考 問合せ先一覧（代表の番号となっている場合があります）

市町村

福祉事務所は、各区・市役所に併設されています。

	住 所	電話番号	FAX 番号
熊本市（中央区）	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2111	096-324-1713
（東 区）	熊本市東区東本町 16-30	096-367-9111	096-367-9301
（西 区）	熊本市西区小島 2-7-1	096-329-1111	096-329-1314
（南 区）	熊本市南区富合町清藤 405-3	096-357-4111	096-358-0110
（北 区）	熊本市北区植木町岩野 238-1	096-272-1111	096-272-6912
八代市	八代市松江城町 1-25	0965-33-4111	0965-32-8944
人吉市	人吉市麓町 16	0966-22-2111	0966-24-7869
荒尾市	荒尾市宮内出目 390	0968-63-1204	0968-62-3270
水俣市	水俣市陣内 1-1-1	0966-61-1603	0966-62-0611
玉名市	玉名市岩崎 163	0968-75-1111	0968-75-1166
天草市	天草市東浜町 8-1	0969-23-1111	0969-24-3501
山鹿市	山鹿市山鹿 987-3	0968-43-1117	0968-44-0373
菊池市	菊池市隈府 888	0968-25-7200	0968-25-2322
宇土市	宇土市浦田町 51	0964-22-1111	0964-22-0110
上天草市	上天草市大矢野町上 1514	0964-56-1111	0964-56-4972
宇城市	宇城市松橋町大野 85	0964-32-1111	0964-32-0110
阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地 504-1	0967-22-3111	0967-22-4577
合志市	合志市竹迫 2140	096-248-1111	096-248-1196
美里町	美里町馬場 1100	0964-46-2111	0964-46-3510
玉東町	玉東町木葉 759	0968-85-3111	0968-85-3116
和水町	和水町江田 3886	0968-86-3111	0968-86-4215
南関町	南関町関町 1316	0968-53-1111	0968-53-2351
長洲町	長洲町長洲 2766	0968-78-3111	0968-78-1092
大津町	大津町大津 1233	096-293-3111	096-293-4836

	住 所	電話番号	FAX 番号
菊陽町	菊陽町久保田 2800	096-232-2111	096-232-4923
南小国町	南小国町赤馬場 143	0967-42-1111	0967-42-1122
小国町	小国町宮原 1567-1	0967-46-2111	0967-46-2368
産山村	産山村山鹿 488-3	0967-25-2211	0967-25-2864
高森町	高森町高森 2168	0967-62-1111	0967-62-1174
南阿蘇村	南阿蘇村河陽 1705-1	0967-67-1111	0967-67-2073
西原村	西原村小森 3259	096-279-3111	096-279-3506
御船町	御船町御船 995-1	096-282-1111	096-282-2803
嘉島町	嘉島町上島 530	096-237-1111	096-237-2359
益城町	益城町木山 594	096-286-3111	096-286-4523
甲佐町	甲佐町豊内 719-4	096-234-1111	096-234-3964
山都町	山都町浜町 6	0967-72-1111	0967-72-1080
氷川町	氷川町島地 642	0965-52-7111	0965-52-3939
芦北町	芦北町芦北 2015	0966-82-2511	0966-82-2893
津奈木町	津奈木町小津奈木 2123	0966-78-3111	0966-78-3116
錦町	錦町一武 1587	0966-38-1111	0966-38-1575
あさぎり町	あさぎり町免田東 1199	0966-45-1111	0966-45-3667
多良木町	多良木町多良木 1648	0966-42-6111	0966-42-2293
湯前町	湯前町 1989-1	0966-43-4111	0966-43-3013
水上村	水上村岩野 90	0966-44-0311	0966-44-0622
相良村	相良村深水 2500-1	0966-35-0211	0966-35-0011
五木村	五木村甲 2672-7	0966-37-2211	0966-37-2215
山江村	山江村山田甲 1356-1	0966-23-3111	0966-24-5669
球磨村	球磨村渡丙 1730	0966-32-1111	0966-32-1230
苓北町	苓北町志岐 660	0969-35-1111	0969-35-2454

市町村社会福祉協議会

	住所	電話番号	F A X 番号
熊本市	熊本市中央区新町 2 丁目 4-27 熊本市健康センター新町分室	096-322-2331	096-359-1800
八代市	八代市本町一丁目 9 - 14	0965-62-8228	0965-62-8227
人吉市	人吉市西間下町 41-1 人吉市総合福祉センター	0966-24-9192	0966-25-1117
荒尾市	荒尾市下井手 193-1 荒尾市総合福祉センター	0968-66-2993	0968-66-2994
水俣市	水俣市牧ノ内 3-1 水俣市総合もやい直しセンター	0966-63-2047	0966-63-3570
玉名市	玉名市岩崎 88-4 玉名市福祉センター	0968-71-0080	0968-71-0081
天草市	天草市五和町御領 2943 天草市役所五和支所庁舎	0969-32-2552	0969-32-2551
山鹿市	山鹿市中 578 健康福祉センター	0968-43-1134	0968-36-9310
菊池市	菊池市隈府 888 菊池市福祉会館	0968-25-5000	0968-25-5432
宇土市	宇土市浦田町 44 宇土市福祉センター	0964-23-3756	0964-22-4971
上天草市	上天草市松島町合津 3433-52	0969-56-2455	0969-56-2613
宇城市	宇城市松橋町豊福 1786 宇城市老人福祉センター	0964-32-1316	0964-32-0327
阿蘇市	阿蘇市内牧 976-2 阿蘇市保健福祉センター	0967-32-1127	0967-32-4940
合志市	合志市須屋 2251-1 合志市保健福祉センター	096-242-7000	096-242-6635
美里町	下益城郡美里町永富 1510 美里町老人福祉センター	0964-47-0065	0964-47-0073
玉東町	玉名郡玉東町木葉 764 玉東町福祉センター	0968-85-3150	0968-85-2993
和水町	玉名郡和水町平野 1276 - 3 和水町福祉センター	0968-34-2366	0968-34-2412

	住所	電話番号	F A X 番号
南関町	玉名郡南関町小原 1405	0968-69-9020	0968-53-2744
長洲町	玉名郡長洲町長洲 2771 長洲町ふれあいセンター	0968-78-1440	0968-65-4847
大津町	菊池郡大津町室 151-1 大津町老人福祉センター	096-293-2027	096-293-2028
菊陽町	菊池郡菊陽町久保田 2623 菊陽町老人福祉センター	096-232-3593	096-232-7385
南小国町	阿蘇郡南小国町赤馬場 3388-1 南小国町地域福祉センター「りんどう荘」	0967-42-1501	0967-42-1505
小国町	阿蘇郡小国町宮原 1530-2 小国町福祉センター「悠ゆう館」	0967-46-5575	0967-46-5615
産山村	阿蘇郡産山村山鹿 488-3 産山村教育委員会横	0967-23-9300	0967-23-9301
高森町	阿蘇郡高森町高森 1258-1 高森町「芙蓉館」	0967-62-2158	0967-62-2860
南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村久石 2705 久木野総合福祉センター	0967-67-0294	0967-67-2317
西原村	阿蘇郡西原村小森 572 西原村地域福祉センター「のぎく荘」	096-279-4141	096-279-4388
御船町	上益城郡御船町御船 1001-1 御船町コミュニティセンター「ひばり荘」	096-282-0785	096-282-7895
嘉島町	上益城郡嘉島町上島 551 嘉島町福祉センター	096-237-2981	096-237-3508
益城町	上益城郡益城町惣領 1470 益城町保健福祉センター「はびねす」	096-214-5566	096-214-5567
甲佐町	上益城郡甲佐町岩下 24 甲佐町老人いこいの家	096-234-1192	096-235-3081
山都町	上益城郡山都町大平 91 生活支援ハウス「清楽苑」	0967-82-3345	0967-82-3357
氷川町	八代郡氷川町島地 651 氷川町竜北福祉センター	0965-52-5075	0965-52-5122
芦北町	葦北郡芦北町湯浦 1439-1 芦北町もやい直しセンター「きずなの里」	0966-86-0294	0966-86-0410
津奈木町	葦北郡津奈木町小津奈木 2123 津奈木町役場	0966-61-2940	0966-61-2941

	住所	電話番号	F A X 番号
錦町	球磨郡錦町一武 1587 錦町総合福祉センター	0966-38-2074	0966-38-3445
あさぎり町	球磨郡あさぎり町上北 1874 あさぎり町ヘルシーランド	0966-49-4505	0966-47-0174
多良木町	球磨郡多良木町多良木 1571-1	0966-42-1112	0966-42-1113
湯前町	球磨郡湯前町 1693-37 湯前町高齢者生活福祉センター「湯愛」	0966-43-4117	0966-43-4118
水上村	球磨郡水上村岩野 2678 水上村保健センター	0966-44-0782	0966-44-0531
相良村	球磨郡相良村深水 2500-1 相良村役場	0966-35-0093	0966-35-0893
五木村	球磨郡五木村甲下手 2672-41 五木村保健福祉総合センター	0966-37-2333	0966-37-2338
山江村	球磨郡山江村山田甲 1373-1 山江村福祉保健センター健康の駅	0966-24-1508	0966-32-7722
球磨村	球磨郡球磨村一勝地乙 1-5 球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」	0966-32-0022	0966-32-0067
苓北町	天草郡苓北町志岐 32 - 3 苓北町新ふれあい館	0969-35-1270	0969-35-1270

熊本県地域振興局（福祉事務所）

名 称	住 所	電話番号 (F A X 番号)
県央広域本部宇城地域振興局 (宇城福祉事務所)	宇城市松橋町久具 400-1	0964-32-2438 (0964-32-2497)
県央広域本部上益城地域振興局 (上益城福祉事務所)	上益城郡御船町辺田見 396-1	096-282-0215 (096-282-7022)
県北広域本部玉名地域振興局 (玉名福祉事務所)	玉名市岩崎 1004-1	0968-74-2117 (0968-74-2195)
県北広域本部鹿本地域振興局	山鹿市山鹿 465-2	0968-48-1202 (0968-44-4123)
県北広域本部菊池地域振興局 (菊池福祉事務所)	菊池市隈府 1272-10	0968-25-0689 (0968-25-3438)
県北広域本部阿蘇地域振興局 (阿蘇福祉事務所)	阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967-24-9034 (0967-24-9031)
県南広域本部八代地域振興局 (八代福祉事務所)	八代市西片町 1660	0965-33-8756 (0965-33-3405)
県南広域本部芦北地域振興局 (芦北福祉事務所)	葦北郡芦北町芦北 2670	0966-82-2128 (0966-82-2824)
県南広域本部球磨地域振興局 (球磨福祉事務所)	人吉市西間下町 86-1	0966-22-1040 (0966-22-3129)
天草広域本部天草地域振興局 (天草福祉事務所)	天草市今釜新町 3530	0969-22-4241 (0969-23-8377)

熊本県保健所

名 称	住 所	電話番号	F A X 番号
熊本市保健所	熊本市中央区大江 5-1-1 ウェルパルクまもと 4階	096-364-3186	096-371-5172
宇城保健所	宇城市松橋町久具 400-1	0964-32-1147	0964-32-2426
有明保健所	玉名市岩崎 1004-1	0968-72-2184	0968-74-1721
山鹿保健所	山鹿市山鹿 465-2	0968-48-1202	0968-44-4123
菊池保健所	菊池市隈府 1272-10	0968-25-4156	0968-25-3438
阿蘇保健所	阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967-24-9030	0967-24-9031
御船保健所	上益城郡御船町辺田見 400	096-282-0016	096-282-3117
八代保健所	八代市西片町 1660	0965-33-3197	0965-33-6321
水俣保健所	水俣市八幡町 2-2-13	0966-63-4104	0966-63-3289
人吉保健所	人吉市西間下町 86-1	0966-22-3107	0966-22-4392
天草保健所	天草市今釜新町 3530	0969-23-0172	0969-22-0455

地域包括支援センター

(熊本市)

名称(下段は通称)	住所	電話番号 (FAX番号)	担当 校区
熊本市中央1地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ熊本中央	熊本市中央区新町 4-1-26	096-319-0222 (096-319-5222)	壺川 城東 慶徳 一新 五福
熊本市中央2地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ本荘	熊本市中央区本荘 4-1-3	096-221-3242 (096-221-3282)	向山 本荘 春竹
熊本市中央3地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ浄行寺	熊本市中央区薬園町 2-1	096-243-2233 (096-243-2232)	碩台 黒髪
熊本市中央4地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ白川	熊本市中央区九品寺 1-2-23 MCビル1階	096-211-6011 (096-211-6020)	白川 大江 白山
熊本市中央5地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ水前寺	熊本市中央区出水 1-4-7	096-362-0065 (096-362-0070)	出水 出水南 砂取
熊本市中央6地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ帯山	熊本市中央区保田窪 1-1-33 第2大田ビル1階	096-241-0230 (096-241-0232)	託麻原 帯山 帯山西
熊本市東1地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ尾ノ上	熊本市東区尾ノ上 1-12-8 7フォレ 19番館 101	096-331-6355 (096-331-6356)	尾ノ上 山ノ内 東町 健軍東 月出
熊本市東2地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ保田窪	熊本市東区保田窪本町 10-114 グランフィネ保田窪 1F	096-387-8201 (096-387-8202)	西原 託麻西
熊本市東3地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ託麻	熊本市東区戸島 2-3-15	096-380-7078 (096-380-7048)	託麻東 託麻北 託麻南 長嶺
熊本市東4地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ江津湖	熊本市東区新生 2-2-10	096-214-6888 (096-214-6889)	画図 健軍 泉ヶ丘
熊本市東5地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりああさひば	熊本市東区花立 2-4-5 花立ヒルズ 1F	096-360-5550 (096-360-5100)	秋津 若葉 桜木 桜木東
熊本市西1地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ三和	熊本市西区城山下代 4-10-16 B号室	096-329-6743 (096-223-8841)	高橋 池上 城山
熊本市西2地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ井芹	熊本市西区島崎 2-11-13	096-311-5311 (096-326-0026)	城西 花園 池田
熊本市西3地域包括支援センター	熊本市西区春日 6-19-2	096-247-6030	古町 春日

名称（下段は通称）	住 所	電話番号 （ F A X 番号）	担当 校区
熊本市高齢者支援センターささえりあ花陵	マール春日 1F	(096-247-6031)	白坪
熊本市西 4 地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ金峰	熊本市西区河内町野出 1948-1	096-277-2588 (096-277-2589)	芳野 河内
熊本市西 5 地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ熊本西	熊本市西区小島 8-9-13	096-329-2016 (096-329-2056)	中島、小島
熊本市南 1 地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ富合	熊本市南区富合町廻江 599-4	096-358-5556 (096-357-6662)	富合
熊本市南 2 地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ幸田	熊本市南区田井島 2-9-9 田井島スクエア	096-370-5055 (096-370-5057)	御幸 田迎 田迎南 田迎西
熊本市南 3 地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ熊本南	熊本市南区南高江 6-7-35	096-358-7222 (096-358-2388)	城南 川尻 力合 力合西 日吉、日吉東
熊本市南 4 地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ飽田	熊本市南区会富町 1333-1	096-227-1695 (096-227-6477)	飽田東 飽田南 飽田西
熊本市南 5 地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ天明	熊本市南区銭塘町 2138-2	096-223-2660 (096-223-2670)	中緑 銭塘 奥古閑 川口
熊本市南 6 地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ城南	熊本市南区城南町宮地 1050 熊本市城南福祉センター内	0964-28-1131 (0964-28-8732)	杉上 隈庄 豊田
熊本市北 1 地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ植木	熊本市北区植木町舞尾 620 ショッピングセンターウ エッキー 1F	096-272-6914 (096-288-3637)	植木 山本 田原 菱形 桜井 山東 吉松 田底
熊本市北 2 地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ北部	熊本市北区鹿子木町 66	096-275-6355 (096-275-6389)	川上 西里 北部東
熊本市北 3 地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ清水・高平	熊本市北区山室 6-8-1	096-343-0170 (096-346-1156)	清水 高平台
熊本市北 4 地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ新地	熊本市北区清水新地 2-19-24	096-288-4800 (096-288-4801)	城北 麻生田
熊本市北 5 地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ武蔵塚	熊本市北区武蔵ヶ丘 1-9-1 1 階	096-339-8130 (096-339-8191)	龍田 龍田西 武蔵 弓削 楠 楡木

(熊本市以外)

名 称	住 所	電話番号 (F A X 番号)
宇土市地域包括支援センター	宇土市南段原町 1 6 4 - 5	0964-24-1555 (0964-24-1556)
宇城市地域包括支援センター	宇城市松橋町豊福 1 7 8 6 (松橋老人福祉センター内)	0964-25-2015 (0964-32-6455)
美里町地域包括支援センター	下益城郡美里町永富 1 5 1 0 (美里町老人福祉センター内)	0964-47-7005 (0964-47-0073)
荒尾市地域包括支援センター	荒尾市宮内出目 3 9 0 (荒尾市役所内)	0968-63-1177 (0968-63-1210)
玉名市包括支援センター	玉名市岩崎 8 8 - 4 (玉名市福祉センター内)	0968-71-0285 (0968-71-0360)
玉東町地域包括支援センター	玉名郡玉東町木葉 3 7 2	0968-85-6242 (0968-85-6554)
和水町地域包括支援センター	玉名郡和水町江田 3 8 8 6	0968-86-5724 (0968-86-4660)
南関町地域包括支援センター	玉名郡南関町小原 1 8 5 7 (南関町保健センター内)	0968-69-9760 (0968-53-3617)
長洲町地域包括支援センター	玉名郡長洲町長洲 2 7 6 6 (長洲町役場内)	0968-78-3114 (0968-78-3118)
山鹿市地域包括支援センター	山鹿市中 5 7 8 (山鹿健康福祉センター内)	0968-43-1077 (0968-43-1164)
菊池市地域包括支援センター	菊池市隈府 8 8 8	0968-25-7216 (0968-25-1522)
合志市地域包括支援センター	合志市福原 2 9 2 2 (総合センターヴィーブル内)	096-248-1126 (096-248-1599)
大津町地域包括支援センター	菊池郡大津町大字大津 1 2 3 3	096-292-0770 (096-292-1234)
菊陽町地域包括支援センター	菊池郡菊陽町大字久保田 2 8 0 0	096-232-2366 (096-232-6676)
阿蘇市地域包括支援センター	阿蘇市内牧 9 7 6 - 2	0967-32-5122 (0967-32-5125)
南小国町地域包括支援センター	阿蘇郡南小国町赤馬場 1 4 4 - 1 (南小国町自然休養村管理センター内)	0967-25-6877 (0967-25-6888)
小国町地域包括支援センター	阿蘇郡小国町大字宮原 1 5 6 7 - 1	0967-46-2116 (0967-48-5323)
産山村地域包括支援センター	阿蘇郡産山村山鹿 4 8 8 - 3 (産山村役場内)	0967-25-2212 (0967-25-2864)

名 称	住 所	電話番号 (F A X 番号)
高森町地域包括支援センター	阿蘇郡高森町高森 2168 (高森町役場内)	0967-62-1111 (0967-62-1174)
南阿蘇村久木野包括支援センター	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2705	0967-67-3099 (0967-67-2317)
南阿蘇村長陽包括支援センター	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 4463	0967-67-8456 (0967-67-2296)
にしはら地域包括支援センター	阿蘇郡西原村大字小森 3259	096-279-4111 (096-279-4111)
御船町地域包括支援センター	上益城郡御船町大字御船 995-1	096-282-2911 (096-282-1171)
嘉島町地域包括支援センター	上益城郡嘉島町上島 551 (嘉島町福祉センター内)	096-237-2981 (096-237-3508)
益城町東部圏域地域包括支援センター (こころねっと 東部)	上益城郡益城町宮園 1139-1	096-289-0099 (096-289-0015)
益城町西部圏域地域包括支援センター (こころねっと 西部)	上益城郡益城町惣領 1440-10 ルミナスマンション1F	096-285-4822 (096-285-4824)
甲佐町地域包括支援センター	上益城郡甲佐町大字豊内 719-4	096-234-1114 (096-234-3964)
山都町地域包括支援センター	上益城郡山都町浜町 6	0967-72-1677 (0967-72-1066)
八代市第1地域包括支援センターふるさと	八代市鏡町内田 742-4	0965-53-2601 (0965-52-5353)
八代市第2地域包括支援センターやまびこ	八代市上日置町 2345	0965-30-8071 (0965-30-8072)
八代市第3地域包括支援センターだいち	八代市井場町 3100	0965-45-5568 (0965-45-5570)
八代市第4地域包括支援センターしおかぜ	八代市郡築一番町 180-1	0965-37-3337 (0965-37-3717)
八代市第5地域包括支援センターくまがわ	八代市植柳上町 683-1	0965-35-1111 (0965-35-1112)
八代市第6地域包括支援センターおれんじ	八代市日奈久塩南町 146-7	0965-38-3373 (0965-38-3380)
氷川町地域包括支援センター	八代郡氷川町宮原 702-5 (宮原福祉センター内)	0965-62-3456 (0965-62-3458)
水俣市地域包括支援センター	水俣市牧ノ内 3-1 (水俣市総合 もやい直しセンターもやい館)	0966-62-3030 (0966-63-3570)
芦北町地域包括支援センター	葦北郡芦北町湯浦 1439-1 (芦 北町もやい直しセンターきずなの里内)	0966-86-2270 (0966-86-2260)

名 称	住 所	電話番号 (F A X 番号)
津奈木町地域包括支援センター	葦北郡津奈木町小津奈木 2123 (農業就業改善センター内)	0966-78-5333 (0966-61-2941)
人吉市地域包括支援センター	人吉市西間下町 41-1	0966-24-9193 (0966-25-1117)
錦町地域包括支援センター	球磨郡錦町一武 1587	0966-38-4020 (0966-38-4451)
あさぎり町地域包括支援センター	球磨郡あさぎり町免田東 1199	0966-45-7231 (0966-49-9535)
上球磨地域包括支援センター	球磨郡多良木町多良木 4210 (球磨郡公立多良木病院本館内)	0966-42-6006 (0966-42-6008)
相良村地域包括支援センター	球磨郡相良村深水 2500-1	0966-35-1144 (0966-35-0893)
五木村地域包括支援センター	球磨郡五木村甲 2672-7	0966-37-2214 (0966-37-2215)
山江村地域包括支援センター	球磨郡山江村大字山田甲 1356-1	0966-23-2232 (0966-24-5669)
球磨村地域包括支援センター	球磨郡球磨村渡丙 1730 (球磨村役場内)	0966-32-1112 (0966-32-1230)
天草東地域包括支援センターあじさい	天草市栖本町馬場 179	0969-66-2266 (0969-66-2267)
天草牛深地域包括支援センターすいせん	天草市牛深町 2286-103	0969-72-1133 (0969-72-1132)
天草西地域包括支援センターさざんか	天草市河浦町白木河内 223-12	0969-76-1611 (0969-76-1612)
天草南地域包括支援センターうぐいす	天草市亀場町食場 854-1	0969-24-4115 (0969-24-4116)
天草北地域包括支援センターきずな	天草市五和町御領 9133	0969-32-2115 (0969-32-2199)
天草中央地域包括支援センターなでしこ	天草市今釜新町 3412-6	0969-66-9300 (0969-66-9301)
上天草市地域包括支援センター	上天草市松島町合津 7915-1	0969-28-3378 (0969-56-0747)
苓北町地域包括支援センター	天草郡苓北町志岐 660	0969-35-1289 (0969-25-3022)

地域療育センター

名 称	住 所	電話番号 (F A X 番号)
宇城圏域地域療育センター	宇城市松橋町松橋 28-8 (児童発達支援ぷらんた内)	080-8387-5702 (0964-27-9936)
有明地域療育センター	玉名市玉名字西原 2185-2 (たまきな荘内)	0968-71-1050 (0968-73-5407)
鹿本地域療育センター	山鹿市新町 801-2	0968-44-2244 (0968-44-2244)
菊池圏域地域療育センター	菊池市隈府 497-2	0968-25-7688 (0968-41-8002)
阿蘇地域療育センター	阿蘇市内牧 182-1	0967-32-5155 (0967-32-5156)
上益城地域療育センター	上益城郡御船町高木 4494-46	096-282-4180 (096-282-4180)
八代圏域地域療育センター	八代市西松江城町 2-17 (八代市のぞみ母子センター)	0965-35-4766 (0965-35-4766)
水俣・芦北圏域地域療育センター	水俣市平町 1-3-3 (光明童園内)	0966-84-9540 (0966-84-9541)
人吉球磨圏域地域療育センター	人吉市上林町 1178-7 (児童支援事業所スイスイなかま内)	0966-24-3288 (0966-24-3288)
天草地域療育センター	天草市亀場町亀川 1886-2 (すくすく園)	0969-23-7049 (0969-23-7049)

児童相談所

名 称	住 所	電話番号	F A X 番号
熊本市児童相談所	熊本市中央区大江 5-1-50 あいぱるくまもと 3階	096-366-8181	096-366-8222
中央児童相談所 (熊本県福祉総合相談所内)	熊本市東区長嶺南 2-3-3	096-381-4451	096-381-4412
八代児童相談所	八代市西片町 1660 (八代総合庁舎内)	0965-32-4426	0965-31-0362